

平成28年第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月1日(水)から14日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
1日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
2日	木			
3日	金			
4日	土			
5日	日			
6日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
7日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
9日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
10日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
11日	土			
12日	日			
13日	月	予 備 日		
14日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成28年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
平成28年 6月1日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 6月1日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
平成28年 6月1日 午後1時24分				星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
会議録署名 員	2	須藤信一郎		3	川野高實	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成28年第2回鞍手町議会定例会議事日程

6月1日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第38号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第4 議案第39号 専決処分の承認（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第40号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第41号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第42号 鞍手町ふるさと応援基金条例
- 日程第8 議案第43号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第44号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第10 議案第45号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
- 日程第11 議案第46号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第12 議案第47号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号）
- 日程第13 議案第48号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第14 議案第49号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第15 議案第50号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第3号）
- 日程第16 議案第51号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第52号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第54号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除

平成28年6月1日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成28年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

去る4月14日及び16日に起こりました熊本地震に伴う鞍手町の対応につきまして、行政報告をいたします。

4月14日の状況とそれに伴う町の対応につきましては、14日午後9時26分頃、熊本県熊本地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、鞍手町は震度3でありました。

直ちに災害警戒本部を設置し、15日午前2時解散いたしました。

16日の状況と対応につきましては、16日午前1時25分頃熊本地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、鞍手町は震度4でありました。直ちに災害警戒本部を設置し、同2時過ぎより中央公民館に避難所を開設いたしました。避難所開設の周知につきましては、「防災メールまもるくん」に登録、各区長、関係機関及び報道機関に電話連絡、防災行政用無線で町内一斉放送及び町のホームページ、フェイスブック登録により周知を行いました。

また、同8時より関係課による公共施設の緊急点検を行いました。

17日午前9時自主避難者が帰宅され、同10時災害警戒本部を解散いたしました。

自主避難者は、3世帯3人の方が、中央公民館に避難されました。

地震に伴う被害につきましては、町内におきまして大きな被害の連絡は、入っておりません。公共施設におきましても異常はありません。

熊本への義捐金として一般会計の予備費より200万円支出いたしました。人的支援といたしましては、5月9日に職員3名を熊本市に、5月13日から15日までの3日間、職員2名を熊本県益城町に派遣いたしました。

以上、熊本地震に伴う鞍手町の対応についての行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております平成27年度鞍手町繰越明許費、繰越計算書の報告と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布のとおりですので、ご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において2番議員 須藤信一郎君及び3番議員 川野高實君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月14日までの14日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月14日までの14日間に決定しました。
次に進みます。

日程第3 議案第38号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第38号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

現鞍手町固定資産評価審査委員であります、坂田正明氏の任期が本年6月9日で満了することに伴い、再度同氏を選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。

なお、同氏の略歴につきましては、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照下さい。

以上が、日程第3 議案第38号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第38号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第38号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第38号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第38号は同意することに決定しました。

次に、日程第4 議案第39号から日程第9 議案第44号までの6件を一括して議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第39号から、日程第9 議案第44号までの6件につきまして、一括して提案説明させていただきます。

議案第39号から議案第41号までの3件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました一部改正条例であります。

議案第42号は、新規制定条例、議案第43号及び議案第44号の2件は、一部改正条例であります。

日程第4 議案第39号は、専決第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例改正は、本年4月1日の行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

次に、日程第5 議案第40号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例及び日程第6 議案第41号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

地方税法等の一部を改正する等の法律等が本年4月1日から施行されたことに伴い、それぞれの条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

次に、日程第7 議案第42号は、鞍手町ふるさと応援基金条例であります。

本条例は、ふるさと納税制度により本町に寄せられた寄附金を効果的かつ効率的に管理運用するための基金を設置するため、必要な事項を条例で制定するものであります。

次に、日程第8 議案第43号は、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、本年10月1日から鞍手町子ども医療費の独自助成拡大に伴う改正で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、重度障害者医療費の支給の受給資格を持つ中学3年生以下の者について、精神病床への入院医療に係る医療費の一部負担を無料とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第9 議案第44号は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

学校教育法等の一部が改正されたことに伴い、関係条例の整理を行う必要が生じたため、関係条例の整理を行うものであります。

以上が、日程第4 議案第39号から日程第9 議案第44号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第45号から 日程第15 議案第50号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第10 議案第45号から 日程第15 議案第50号までの6件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日付けで専決処分いたしました補正予算に関する議案であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第45号は、専決第4号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算第6号の承認であります。

本補正予算は、国の財政手続きの関係から地方譲与税、税交付金、地方交付税のうち特別交付税、国・県支出金などの確定が遅れたことや歳出の執行残の減額等により、専決処分をおこなったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳入では、6款 地方消費税交付金の確定で6,499万2千円。

10款 地方交付税のうち特別交付税の確定で1億2,246万4千円などを追加する一方で、補助事業等の確定に伴う国庫及び県支出金などの減額を行っております。

また、歳出では、主に事業費の確定に伴う減額を行っており、3款 民生費では、1項 社会福祉費において11目の障害者自立支援費で見込みより利用者数が減少したことなどにより9,109万9千円を、4款 衛生費では、5目の母子保健対策費の養育医療費において、利用者の減少等により2,596万4千円を、8款 土木費では、6項 都市計画費において、流域関連公共下水道事業特別会計への繰出金など3,040万3千円を、10款 教育費では、7項 幼稚園費において、幼稚園就園奨励費の確定等により2,570万円を減額しております。

また、平成20年5月に発覚した公金横領事件におきまして、事件を起こした元職員が、刑事処分を終えたため被害額の返還を求めた結果、本年3月3日に7万円の返還があり、歳入20款 諸収入 4項 雑入 2目 弁償金で損害賠償金として受け入れております。

この損害賠償金につきましては、被害にあった地域福祉基金と、かんがい基金に積み立てることとして、所要の予算措置を行っております。

これらの要因により生じた財源余剰額、4億589万1千円につきましては、財政調整基金等からの繰入金を減額とすることにより、歳入歳出予算を調製しております。

これにより、歳入歳出それぞれ2億1,704万2千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ71億8,248万3千円といたしました。

次に、日程第11 議案第46号は、専決第5号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ116万7千円といたしました。

次に、日程第12 議案第47号は、専決第6号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ2,174万7千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億8,736万8千円といたしました。

次に、日程第13 議案第48号は、専決第7号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ2億4,858万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,103万6千円といたしました。

次に、日程第14 議案第49号は、専決第8号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ5,392万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,488万8千円といたしました。

次に、日程第15 議案第50号は、専決第9号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第3号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ143万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,730万4千円といたしました。

以上が、日程第10 議案第45号から 日程第15 議案第50号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第51号から日程第18 議案第53号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第16 議案第51号から日程第18 議案第53号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第51号は、平成28年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、2款 総務費において、熊本地震の復興人的支援に伴う関連経費を追加するほか、ふるさと納税制度において、寄附金のクレジット決済を可能にするための委託料及び寄附金の積立金への追加、7款 商工費及び10款 教育費において、平成28年度の交付金事業等に伴う内示があったことから関連事業費を計上しております。

これらの要因によりまして、歳入歳出それぞれ2,532万8千円を追加し、予算総額を歳

入歳出それぞれ70億7,720万2千円としております。

次に、日程第17 議案第52号は、平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、国債証券を売却し、定期預金にしたことにより、利子及び配当金が1,778万4千円の減額となることから、歳入歳出それぞれ3,294万3千円としております。

次に、日程第18 議案第53号は、平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は国債証券を売却し、定期預金にしたことにより、利子及び配当金が372万5千円の減額となることから、歳入歳出それぞれ729万4千円としております。

以上が、日程第16 議案第51号から日程第18 議案第53号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第19 議案第54号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第19 議案第54号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第54号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成28年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業13社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものがあります。

以上が、日程第19 議案第54号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日2日から5日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日2日から5日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 13時24分

平成28年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
平成28年 6月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 6月6日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
平成28年 6月6日 午後3時32分				星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
会議録署名 議員	2	須藤信一郎		3	川野高實	

職 務	出 席	議 会 事 務 局 長	渡 辺 智 文	出 欠	議 会 事 務 局 長 補 佐	武 谷 朋 視	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	德 島 眞 次	出 欠	会 計 課 長	櫻 井 順 子	出 欠	
	副 町 長	阿 部 哲	出 欠	建 設 課 長	白 石 秀 美	出 欠	
	教 育 長	水 摩 幸 隆	出 欠	政 策 推 進 課 長	三 戸 公 則	出 欠	
	総 務 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠	
	福 祉 人 権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上 下 水 道 課 長	原 敏 勝	出 欠	
	税 務 住 民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教 育 課 長	筒 井 英 和	出 欠	
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保 険 健 康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠	
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
付 議 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 経 過	別 紙 の と お り						

平成28年第2回鞍手町議会定例会議事日程

6月6日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成28年第2回定例会

No.2

4番 宇田川 亮	1. 子どもの貧困化について (1) 貧困状態にある子どもは、厚生労働省調査では、6人に1人となっているが、鞍手町における調査は。 (2) 相談窓口や居場所づくり、支援センターの設置等、町内の子どもを取り巻く環境と状況を精査し、何をなすべきか、国の補助金等も有効に使い進めるべきでは。 2. 中学校跡地を含む公共施設の利用について (1) 公共施設の利用について、整備も含めた今後の方針は。	町 長 教育長 町 長
5番 竹内 利一	1. 鞍手町の過去・現在・未来について (1) 鞍手町の過去（炭鉱全盛期）・現在・未来をどう考えているのか。 また、町長の過去（町長就任後）・現在・未来についてどう考えているのか。	町 長

平成28年6月6日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の予定表の順序により行います。

最初に、8番議員 鯨坂省治君の質問を許可します。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

通告に従いまして質問いたします。

若者定住対策についてです。

現在、鞍手町の人口は平成28年4月末現在、20代で1,373名、30代で1,673名、合計3,046名となっております。

住宅・土地統計調査でも、持ち家率が20代で1割程度となっております。これも年々低下傾向にあるという調査結果が出ております。

鞍手町の20代、30代の持ち家率は統計より非常に低い傾向にあると聞いております。

若者の新婚では、まずは借家かアパートに住まれる方がほとんどであり、町民から鞍手町に住みたいが、家賃補助がないので近隣の家賃補助のある自治体に流失される方がいると聞いております。

第1点目として、近隣自治体の新婚家庭への補助状況を町長にお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

データのものですので、地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

近隣自治体のうち、鞍手町周辺の直方市、宮若市、小竹町、宗像市、中間市、遠賀町の4市2町について調査をいたしました。

ご質問の新婚家庭への家賃補助は、宮若市、宗像市の2市において交付要綱等を定め、実施されておりました。

また、補助の状況といたしましては、直近の平成27年度の実績についてお尋ねしましたところ、宮若市が補助世帯157世帯で、総額3,767万円。宗像市が補助世帯279世

帯で、補助額3,650万円という解答をいただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

鞍手町の家賃補助の他に新築の家屋補助10年があります。そういうふうな状況で、いま宮若市、宗像市の方は、なかなか20代、30代で新築というのは、今の経済状況では難しいものであります。そういう家賃補助を是非推進していただきたいと思います。

2点目としまして、今後の具体的な検討策はどのようにお考えか町長お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

昨年度に策定いたしました「第5次鞍手町総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、移住・定住の促進や安心して子どもを生み、また育てる環境をつくるための様々な施策を掲げております。

この中で、鞍手町への新しいひとの流れをつくる、つまり鞍手に住んでいただくということや、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという、そういったことのために、現在実施しております定住促進奨励金の交付事業に加えて、新婚世帯や子育て世帯への家賃の補助、そしてまた民間賃貸住宅の建設に対する助成、これもいま行政内部で計画を練っております。これはいま練っている段階でございますので、具体的検討策につきましては、平成29年度実施に向けて、いま研究、調査をいろいろやっているところでございます。

しかるべき時期が来ましたら、また議会の皆様方にお諮りを申し上げたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

よろしく願いいたします。

2つ目としまして、生活支援についてです。

子どもの貧困問題で前回質問いたしました。もう一つの問題として、経済的な理由で食事を満足に取れなかったり、単にお金がないということにとどまらず、親が仕事で忙しくてなかなか相手にしてもらえない、家族でレジャーに出かけられない、朝食を食べていない、栄養価のある食事が摂取できていない、医療にアクセス出来ない、社会とのつながりが欠如しているなど、発達の初段階で当たり前の生活が出来ず、十分な機会が与えられない結果、さまざまなハンディを背負って大人になり、貧困が固定化し、次世代に連鎖していきます。

今や、子どもや家庭の努力ではどうにもならない大きな壁が立ちはだかっています。子どもが将来に希望を持ってないことは、あまりにも悲しいです。

国連児童基金では質の高い教育は大切であり、鞍手町でもいまそれを特に取り組んでいる

と思います。と同時に、食育が不足すると健康を損ない、良い教育を受ける能力が低下するし、悪循環が生じます。

今や、児童・生徒に食事提供や学習支援を行い、貧困の連鎖を断ちたい自治体が多くなっています。こうした認識のもとで2点程質問いたします。

1点目は、子どもの支援食堂の現在の状況と今後の取組について。

福岡県の子ども食堂に対する補助の状況をお伺いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

子ども食堂の現在の状況と、福岡県の対応状況については、データの的なものでございますので、福祉人権課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

経済的に厳しく食事がきちんをとれていなかったり、保護者の仕事の都合などで独りで食事をとっているなど、様々な事情を抱える子どもに、無料や低価格で食事と居場所を提供する取り組みが子ども食堂として全国的に広がっています。

福岡県内においても、いくつかの自治体内で取り組みが始まっており、近隣では直方市で市民有志の実行委員会により今年の3月から子ども食堂が始まっております。

また、福岡県の補助の状況ということに関しましては、県福祉労働部保護・援護課に確認しましたところ、現在のところ県として補助金等の支援をするということは考えていないという解答でございました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

補助金の事業としては、取扱いをまだ考えていないということでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま現在、いま課長が述べましたように、県としては現在のところ補助金等の支援をするということは、いまのところ考えていないという状況でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

ただいま、子ども食堂は全国に広がっています。これは町民、市民の方が手弁当で子ども

食堂に取り組んでおります。

本来は行政の役割で、将来的に子ども食堂を小学校校区に1つ設けなければ、そのくらいの範囲でなければ、今の子どもに対する食育は進められないのではないかと思います。

2点としまして、鞍手町の子ども食堂に対する今後の取り組みを、町長、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今後の本町の取り組みなんですが、北九州市が全国初の自治体設置を行うということで、テレビでも報道がありました。全国的には、ボランティア団体やNPO法人等が主体となって、いま現在取り組まれているようでございます。

福岡市を初めとして、当該団体等の取り組みに対して助成を行うという自治体が、ちらほら出て来ております。

私自身、素晴らしい取り組みとしてその必要性を感じております。本町におきましても、町民有志等で設置の機運が高まってきましたら、また子どもの貧困対策の一環として助成や会場の提供等、行政として何らかの支援を行って行きたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

町長から答弁をいただきました。町民の方が率先して子ども食堂にあたり、その中で子ども食堂だけでなく、子どもの学習支援、そういうものを行政の方でも学校の退職者なり、そういう教師の方を進んで入れていただいて、そういう面で後押ししていただくようによろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

答弁は入りますか。

○8番 鯨坂 省治君

お願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま学校の学習指導に関しましては、私が言うより教育長に答弁していただきます。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

貧困の世帯の子どもに対する学習支援というご質問でございます。

鞍手中学校敷地内の実習棟でございますが、大きなスペースが空いておりますから、あそこを何とか利用して、そういう子ども達に、例えば夏期講座の一部とかが出来ないかということで、ちょっと北九州予備校の理事長と話したことがあります。ちょっとお金が結構掛かりますから検討させてくれということで保留をしていますが、何れ何らかの、そういうものが出来たらなということで町長と話を進めているところでございます。

○議長 星 正彦君

以上で鮎坂省治君の質問を終了します。

次に、1番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から5年が経過しました。

今年の4月14日、16日に震度7の地震が熊本で起こり、甚大な被害が発生をしております。被害内容につきましては、新聞等で報道されていますので皆さんご承知のことと思います。

また、地震の発生回数が1,600回を超えて、現在も多くの方が避難生活を続けているとの記事が新聞に載っておりました。

今回の熊本地震で鞍手町も2回ほど、今までにない揺れを感じました。幸いにも被害はありませんでしたが、今後地震がないとは限りません。

そこで、私は鞍手町で大きな地震が発生した場合、どういう対応を取るのかを調べましたが、見つけることが出来ませんでした。

福岡県のホームページには、県の地震に対する防災アセスメント調査報告というのがありました。これは平成24年3月に作成されてものです。

また、近隣自治体の地震対策を調べました。そうしますと、東日本大震災の発生を契機に、国の防災基本計画及び県の地域防災計画が見直されたことを受けて見直しがされ、遠賀町、岡垣町、芦屋町が平成25年の3月、それから直方市、水巻町が平成27年の5月、宮若市も地域防災計画が各自自治体のホームページで見られるようになっております。公表されております。

今回、質問しようとする事への対応が記載されております。

鞍手町の状況といたしましては、液状化しにくい地盤が多いこと、それから、比較的揺れにくい地域が多いことから、この地域防災計画が作成されていないのか、それとも今後作成されるのか、もし作成されるのであれば遅れている事情をお知らせいただきたいと思っております。

これは議長すみませんが、ここには書いていませんが、これはずっと関連して行きますので、今回質問をさせていただきます。

○議長 星 正彦君

分かりました。

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、担当課長の方にさせます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

鞍手町の地域防災計画につきましては、平成11年8月に作成しております。

ホームページ上ではまだ載せておりません。というのは、あまりにも古いという関係で載せておりません。まして内容自体が、最近の災害にはそぐわない内容になっております。

27年度中には計画を全部改正する予定でした。しかし、今のところ完成しておりません。早急に、28年度中には地域防災計画を全面的に改正して作成したいと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

私も、過去の一般質問を調べて見ました。平成22年の定例会の時にある議員さんが、安心・安全の質問をされたときに当時の町長が、平成11年の8月に鞍手町地域防災計画を制定しているという答弁をされていまして。ですが、ホームページを見ても載っていませんでしたので、これを早く作っていただきたいという思いから、今回質問させていただきました。

では、本題に入らせていただきます。

役場機能を喪失した場合の対応について、これは何処も地域防災計画の中に入っていますが、活断層について調べて見ました。

九州には27の活断層がというふうに、そこは平成26年3月の西日本新聞に載っていました。福岡県内にもいろいろあるのですが、鞍手町を挟んでは、福知山断層と西山断層の活断層があります。

福岡県の地域防災計画の地震、津波対策編にも地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定出来ず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性が存在すると書いてあります。

熊本の地震の過去、1619年にマグニチュード6の地震が熊本県の八代市で起こったそうです。今から約400年前です。災害は忘れた頃にやってくるということわざがありますが、この通りだと思います。

今回の熊本地震では、災害対策の拠点となる役所庁舎が損壊し、使用不能となる自治体が相次いだと新聞に取り上げられていました。

本町の庁舎は、熊本のような大きな揺れが襲ってきたら、2度とは言わず1度で建物が壊

れてしまうのではないかなと私は思っております。

役場が機能を失った場合、災害対策ということだけではなく、戸籍、住民登録など、行政の基本となる重要な情報を失えば、その復旧には非常な困難を伴うこととなります。

そこでお尋ねですが、情報もバックアップ体制は十分になされているとは思っておりますが、どのようになされているのかお知らせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、システム上のことでありますので、総務課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

いま、議員さんがおっしゃいますように、うちのこの庁舎であれば、熊本県のような地震が来れば簡単に潰れてしまうのではないかと私も思っております。

そのために、23年度におきまして電算室を、総務課の前にありましたが、それを新しい増築した庁舎の方に移転させております。それも、向こうは鉄筋ですので、総務課の前よりはいく分頑丈ではないかということで、向こうの方に先ずは地震対策のために移転しております。

いま議員がおっしゃいますように、戸籍、住民情報という電算システムのデータにおきましては、災害等が発生した場合であっても可能な限り短時間で復元できるように、毎日夜間に自動でバックアップ処理を行っています。

作成されたバックアップデータは、現在磁気テープ等の記録媒体、データ保管用のファイルサーバーといった複数の媒体に分散して保管しております。

更に、住民情報システムのデータは、月に1回委託業者のデータセンターに記録媒体の保管を依頼しております。また、戸籍システムのデータにおきましては、毎日夜間に北海道の法務省管轄のデータセンターに向けて副本データを電送しております。

また、本年9月からは、庁舎内の電算室にあるサーバの大半を委託業者が管理するデータセンター、福岡市にデータセンターがあるのですが、データセンターにサーバの大半を移設を行うことでデータに加えてシステムの保全を図る予定であります。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

ありがとうございました。

十分になされるし、今後もされて行くというふうに理解をさせていただきます。

次の質問に移ります。

庁舎が、先程も言いましたように、地震等で使用不能になった場合、何処かに拠点を置かないといけないと思いますが、仮に地震等で使用不能になった場合に拠点を何処に置くのかも考えているとは思いますが、教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

この本庁舎の古い部分は昭和31年の7月に建築がなされております。耐震構造には当然のことながらなっておりません。

新館の方は平成4年の11月に建築をしたのですが、ただ今回の熊本地震のような震度6、若しくは7クラスの地震おこれば、庁舎が使用不能になる可能性は十分に考えられます。

その場合の仮庁舎としましては、その時の被害状況、いろいろなところを、その時点で勘案をいたしまして、中央公民館、若しくは総合福祉センターに考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

ありがとうございます。

仮に使用不能になった場合、中央公民館になるか総合福祉センターになるか、そういうところでしょね。両方ともどうもなければですが。

これも、地域防災計画の中にどこかを指定するようになって来ると思いますので、その辺十分に考えておかれる方がいいと思います。

次の質問に移ります。

災害時における食料等の備蓄について。

地震によってはコンビニや商店等も被害を受けるとともに、交通の途絶え等によって長期間食料や水が不足することが考えられます。これは想定です。

阿蘇大橋崩落など、被害が深刻だった南阿蘇村では、村で備蓄していた1,500人の3食分の乾パンは直ぐに底をついたそうです。

また、西原村は水やコメの備蓄はなく、役場に栄養補助食品が約100個を保管していただけだそうです。事前に協定を結んだ業者から、災害時に物資を調達する流通備蓄というのを採用していたそうですが、交通網の寸断で入手が困難になって、避難所は深刻な食糧不足に陥ったと西日本新聞に書いていました。

熊本地震を教訓に、停電や交通網の遮断で地域が孤立した場合に備え、本町も備蓄について考えておく必要があると思います。

そこで、震災対策として食料や水の備蓄状況、これはされていないと思いますが、今後の計画はどのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今回の熊本の地震を期に、私も内部の方で一応確認をいたしました。今のところは、備蓄は0でございます。

今後の対応ですが、これは計画的に備蓄をやって行かないといけないだろうということで、いま行政の内部で協議を行っているところでございます。

とっさに何かあった時に、備蓄だけでは足りない時にはどうするのかという話ですが、これにおきましては、いまのところ鞍手駅近くのコメリさんに災害対策センターに物資を供給する旨の契約をさせていただいておりますし、また、今後におきましては、鞍手町内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、コンビニにおいては災害があれば、もの凄い災害で寸断されたり、例えば車が通れないとか、橋が壊れて寸断された場合には、ヘリコプターで運んで貰えるような対策も、それはちゃんと話は私の方からいたしております。

備蓄においては、今後計画的に進めるということが1点と、それと、いま申しましたように、それで足りない場合、若しくは緊急事態の場合どうするかということにおいては、いま申しましたように、スーパーマーケットやコンビニにおいてもある程度の対応をしていただくという旨の契約をやって行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

これはある自治体の内容ですが、町では平成18年度に実施した防災アセスメント調査の結果を踏まえ、大雨や地震などで大規模な土砂災害などがおこった場合の町内避難想定者数である3,000人分の2日分に当たる1万8千食の水や食料を平成26年度までに備蓄することとしています。これは北九州市に近い自治体ですが、これについても地域防災計画の中で掲げるとは思いますが、こういう準備も必要ではないかなと私は感じております。

次の質問に移ります。

災害弱者への対応についてということで、これは福祉避難場所の方です。そして指定させる所はあるのかどうか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、事務的なことですので、総務課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

福祉避難場所につきましては、平成23年6月より町と鞍手町社会福祉協議会におきまして、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定書を締結しております。

その協定書の中で、総合福祉センターを福祉避難所に指定するようにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

それは福祉避難所、避難場所と避難所は違うのですよね。福祉避難所であれば総合福祉センターということなのですが、その確認だけお願いしていいですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

総合福祉センターで指定しているのは福祉避難所です。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

では、福祉避難所、この前ハザードマップが各家庭に送られて来たと思いますけれども、その中には福祉避難所という表示はなかったと思うのですが。

できたら、福祉避難所で社会福祉協議会と協定を結んでいるのであれば、そういう福祉避難所はここですよというのをお知らせいただきたいと思いますが、というのは熊本地震の件ですが、熊本地震では歩行が困難で転びやすいという難病を患い、車中泊を続けていた人が亡くなられたそうです。

家族は難病や傷害のある被災者向けの避難所の存在を知らなかったということで、いま要支援者への周知の在り方が災害時の課題として、改めて浮上してきているということが書いてありましたので、福祉避難所が総合福祉センターであるということであれば、それは皆さんに知らせるべきではないかなと思いますが、町長はどのように思いますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私の確認不足で申し訳ございません。

いま、議員がおっしゃいますように、これは周知徹底をやらなければいけないと思いますので、鞍手広報等を通じて周知徹底を行いたいとそのように思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

直方・鞍手消防本部や消防の各出張所の建物の耐震についてをお尋ねしたいと思います。

消防は地域住民の生命、身体、財産を火災やその他の災害から守るため、消防本部及び消防関係者が災害のまちづくりを目指して活動していることと思っております。

地震等が発生した場合に、地域の人同士の協力、これは消防団も含まれますが、これはさることながら、やはり一番最初に頼りたいと思うのは消防署だと私個人は思っております。人命救助や災害に対する知識、ノウハウを持っています。日々、体も鍛えております。

その常備消防の施設が地震で建物が壊れて、緊急車両が出動出来ないという事態がおこってはならないというふうに私は考えております。

そのことから、人命救助等をする拠点である消防本部、それから出張所の建物について、耐震構造になっているのかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、データの的なものでありますので、政策推進課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

直方・鞍手広域消防本部の各建物の建築年度につきましては、宮若市にあります消防本部が昭和59年7月、小竹出張所が昭和51年10月、鞍手出張所が平成12年2月、若宮出張所が平成22年6月となっております。

従いまして消防本部、それから鞍手出張所、それから若宮出張所につきましては、新耐震基準となります昭和56年以降に建てられておりますので、耐震化は図られているというふうに考えています。

しかし、昭和51年に建てられております小竹出張所につきましては、新耐震基準を満たしていないという状況でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

今の話では、消防本部の庁舎、それから鞍手、若宮が一番新しいですが、小竹が耐震化基準に合っていないということですね。

先程も申しましたように救助の拠点になりますので、1市2町の首長さんが集まられた時にでも、小竹の出張所について今後どうするかということもお話していただけたらいいと私は思っております。何か意見があればお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

いま、熊井議員さんがおっしゃいましたように、消防は宮若市と鞍手町と小竹町と1市2町で広域で行っております。その中の各市、町から議員さんが2人ずつ出て来られております。そこにはちゃんとした広域の議会というのがございます。

その中で、先ずは執行部であります首長が集まって、その中でこういう話が出たということをお伝えしまして、そして議員の皆さん方に今後ご協力してもらいたいとお話をやって行きたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

その辺よろしく協議していただけるような場を作ってください、良い方向に持っていただければ、お金が掛かる問題ですから、一概にすぐどうのこうのということは出来ないかも分かりませんが、人命のことを考えれば消防署は大事な拠点だと思いますので、その辺よろしく願いいたしますして一般質問を終わらせていただきます。

○議長 星 正彦君

以上で熊井照明君の質問を終了します。

次に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして2点程質問をさせていただきます。

まず、1番目ですが、1番目の質問については、いま質問されました議員と多くのところが重なる部分もありますので、その部分については割愛をしながら質問をさせていただきたいと思っております。

1番目は震災に対する備えとしてということで、震災発生時の初期対応はということでお尋ねをするわけですが、今月の広報についても災害から身を守るということで、災害の準備は出来ていますかというようなことがありました。

また、これは昨年9月についても、防災ということで台風、豪雨を引き起こす災害ということで広報にはあるのですが、これを見ると震災のことについて、地震のことについて、どういうふうに対応しているかということが載っていなかったもので、地域防災計画があるとか、ないとか、その辺は私は承知をしていなかったわけですが、熊本の地震を受けて鞍手町の防災対策についてはどうなっているのかということが気になりましたので、今回質問をさせていただきます。

まず、とにかく計画があろうと、なかろうと、何時地震というのが起こるかも分かりませ

るので、まず、地震が起こった時に鞍手町としては初期の対応としてはどのようなことを想定しているか、考えているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まず、今回の熊本地震のときの対応をまず述べさせていただきます。

1日の日に行政報告をさせていただきましたように、4月14日午後9時26分頃発生の前震の際は、職員7名が登庁をいたしまして、直ちに災害警戒本部を設置いたしました。

16日午前1時25分頃発生しました本震の際は、職員計10名が本庁登庁いたしまして、直ちに災害警戒本部を設置いたしました。

そして、午前2時過ぎより中央公民館に避難所を開設いたしました。

避難所開設の周知につきましては、「防災メールまもるくん」に登録の、各区長さんや関係機関及び報道機関に電話連絡もいたしました。そして防災行政用無線で町内一斉放送及び町のホームページ、並びにフェイスブックの登録により周知、知らせを徹底をした次第でございます。

また、午前8時より関係課により公共施設の緊急点検等も行いました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

熊本地震の際の鞍手町はいいのですが、鞍手町で地震が起こった時の初期対応をどのようにするのかということでお尋ねをしているので、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、どれだけの地震かということですが、先程申しましたように、例えば、本庁が崩れたとなった場合には、私は当然のことながら、急に発生すれば、先ずは被害状況の確認を役場の部下にさせていただいて、その次には先程言いましたように、中央公民館なり福祉センターに拠点を設けて、そこで緊急対策本部を立ち上げるということが先ず先決だと思います。

それから、被害状況、いろいろなことを勘案しまして、そこでその状況に応じた処置を行って行きたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

状況に応じた処置をしていただくということですが、町長も含めて職員全員が揃うということも限らないわけです。職員の参集状況、集まる状況も滞るということも想定されますが、

例えば、職員の参集状況にしても、水害の1次、2次、3次がありますね。そういったものを便宜上使って処置にあたるということも考えられるとは思いますが、とにかく地震というのは何時起こるかも分かりませんので、もしもそういう職員の参集状況が悪かった場合ということも想定はされているのですが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当然のことながらそれは考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通信手段についても、固定電話、携帯電話、その他の通信手段が遮断されるということも想定されるのですが、その辺についてのお考えはありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

携帯電話等が使えなくなると情報の伝達が不可能になろうかと思えます。ただ、災害網はいろいろありまして、水害の場合は、台風による水害の場合とか、ただ単に大雨の災害の場合とか、いま岡崎議員さんがおっしゃいましたように、大きな地震が来ての災害の場合と、災害にもいろいろあるかと思えますが、その災害の種類によって迅速に対応を取って行かなければいけないのではないかなど、ですから鞍手町内は35.5km²ですか、ぐらいの面積でありますので、最悪は地震が来ればどこか被害のない車があれば、その車で町内の検証を行うとか、連絡が取れなければ、今度作ります災害計画、防災計画の中にそういう、電話連絡が取れない場合には、どこ地区の職員はどこに集まりなさいよとか、そういうふうなことも折り込みながら計画を作って対応して行きたいとそのように考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程の質問で、食料、水については備蓄がないということでしたが、一番困るのはトイレなんです。仮設のトイレだとか、電源が喪失すれば非常用の発電機の電源、また発電機を動かす燃料等についても備蓄が必要になるということになりますが、それについても備蓄はないということですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今のところは完備をしておりません。ですから、いま議員がおっしゃいましたように、何が起こるか分かりませんので、今後そういったことを加味しながら計画書を作っていきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは次に、この役場は地震が来ればすぐ壊れやすいと町長も認識がということですし、町民みんながそう思っていると思うのですが、耐震診断はされているのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程、熊井議員さんの時にも申しましたように、これは耐震診断をするまでもなく、耐震診断をすると数百万お金が掛かります。耐震診断をすること自体が経費の無駄使いだと思っておりますので、耐震診断は行っておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

聞けば聞く程恐ろしくなって来るのですが、次に行きます。

先程も質問がありましたように、役場の庁舎が被災して機能が失われるというようなことも想定されるのですが、その時にはバックアップとして中央公民館だとか、総合福祉センターを考えているということでしたが、業務として被災することによって起こる業務と、日常、例えば、2～3日経ってからと思いますが、日常の業務と、業務をやはり継続して行かないといけないのですね。

そういった時に、福祉センターだとか中央公民館でこの業務が継続出来るのかどうか、そこまでお考えかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

中央公民館と総合福祉センターにおきましては、電算のLANケーブルが繋がっておりますので、急遽そちらの方で窓口を開設する場合になっても電算の対応は可能だと考えております。

その他に、公共施設の中で中央公民館と総合福祉センター以外にLANケーブルが繋がっているところはございませんので、今のところ考えられるのは、その2カ所だけだと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

27年、去年の5月に内閣府の政策統括官防災担当の方が、都道府県の知事宛に、市町村のための業務継続計画作成ガイドというのを出して、業務継続の計画作成をなささいというふうなことが来ていると思うのですが、そのことについては、鞍手町の方に県からの要請があっているのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

県の方からは要請はあっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

こういった要請があれば、やはり素早く対応をしていただかないと、本当に災害というのは何時起こるか分かりません。

特に先程の質問者からもありましたように、住民の生活に直接係わることでもあります。この日常の業務、または被災による業務が滞ることで、例えば、罹災証明がなかなか出なかったりとか、それによって支援が起きられないとか、日常も転入、転出についてだとか、また介護保険の関係だとか、様々なところで支障が出て来ると思います。

ですから、28年度ではそういった地域防災計画の中で、そういった業務継続計画についても、お考えになられるというふうに思いますので、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

町の防災対策を定めた計画として、一番大きなものは地域防災計画があります。その中に、その計画を補完するものとして業務継続計画というものがあります。

先程の熊井議員さんからの質問にもありましたように、業務継続計画の中には、本庁舎が使用出来なくなった場合の仮庁舎の特定だとか、行政のデータのバックアップはどうするかとか、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保とか、そういう重要な要素が6要素あります。

これを全て網羅した形で業務継続計画を作りなさいという形で、国の方からは指導がっておりますので、地域防災計画とともに業務継続計画も早急に策定しなければならないと考

えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

正しく、様式一覧があります。様式もありますので是非それを作って下さい。

次に、被災後いろいろな問題に対処するために、社会福祉施設、病院、学校、ボランティア協議会、または社会福祉協議会など、そういった社会資源と協力して取り組むことも必要だと思っておりますが、今のところそういった震災に対する協議などはまだ行っていないのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

災害ボランティアセンターの設置につきましては、平成26年の11月26日に社会福祉法人 鞍手町社会福祉協議会と「鞍手町災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結しております。

その協定書では、町が災害ボランティアの活動調整等を実施する組織が必要と認めた時は、鞍手町社会福祉協議会と協議の上、ボランティアセンターを設置いたしまして、鞍手町社会福祉協議会はその運営に携わるものとなっております。

その場合は、町と鞍手町社会福祉協議会は協議をしながら、その他関係団体とも連携をとり、ボランティアセンターを運営することとなっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

協議をして設置をするということですが、いま言ったように、病院だとか福祉施設だとかもありますし、また実際に協議項目がどうなっているのかとか、設置する際の訓練だとか、非常時ですから慌てることもあるでしょうから、そういった訓練をしながら、また課題、問題点も浮き彫りになると思います。

よく言われるPDCAサイクルを回しながら、協定をスムーズに円滑に出来るようなことも必要だと思っておりますが、その辺については如何ですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね、そういったものも訓練しながら今後進めていきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

災害がないことが一番いいことなのですが、もしもの時の備えとして、また1万6千人の住民の方達が戸惑わないように、是非ともお願いをしたいというふうに思います。

次に進みます。

町の地域福祉総合計画についてお尋ねします。

この計画は、私は非常に優れた計画ではないかなというふうに感じています。この計画が実行制のある鞍手町の福祉にとって、より福祉が充実するようになるとして今回質問をさせていただいています。

この計画は、誰もが安心して暮らし続けることが出来る町を目指してということで、社会福祉法の第107条に規定された市町村地域福祉計画と住民の活動計画である地域活動計画を一体的に作成されたもので、この計画を私自身は、他の自治体よりも一歩先に進んだ計画になっているのではないかなというふうに感じています。

それで、まず質問ですが、これは先程もちよっと言いましたが、確認の意味も含めて、この計画はどの世代を対象としているのか、また計画はどこが主体となって推進をして行くのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

現代社会は少子高齢化や核家族化が進行し、子育てや介護などにおいて家庭の機能が低下したり、地域においても住民同士の繋がりが希薄化しており、虐待や孤独死などが社会問題となっております。

本町におきましても、少子高齢化が進む中、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯も増加傾向にあります。また、公的な福祉サービスだけでは迅速な対応が困難になってきております。

このような状況を鑑みまして、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域住民の見守りや支え合いの仕組みづくりが重要と考えております。

これに至りましては、社会福祉協議会と一緒に本計画を策定いたしました。本計画を全ての住民を対象に、町と社会福祉協議会が連携をいたしまして推進して行きたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

社協と連携して作った計画ですから、社協と連携して進めるということですが、社協と連携するにしても、どちらかが主体となって、中心となって進めることが必要となりますが、これは役場ということですか、それとも社協ということですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

どちらがということは考えておりません。当然のことながら町としては町と社会福祉協議会が両輪となって進めて行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

なかなか両輪となってというのも言葉としてはよく分かるのですが、どこかがやはりイニシアチブを取って行かないと、なかなかそれぞれの持ち場もありますし、それぞれの持ち場、持ち場で主体となって行くことなんでしょうが、最終的にはイニシアチブはどこが取るのかというのは必要になって来ると思うのです。

それは、この計画自体が町の計画なのか、社協の計画なのかという、突き詰めればそこからも来ると思いますが如何ですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これを作るにあたっては、社協の協力を得ながらやろうということで計画を作ったところでございます。ですから、当然のことながら行政といえば本庁になりますので、本庁がイニシアチブをとってやったと言っても過言ではないのかなとそのように思っておりますけれど、先程も申しましたように、やはり社協と協力をしながら進めて行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは次に進みます。

この計画を推進して行くには、住民の方の積極的な協力が不可欠になっています。そのことを住民の方に対して、きちんと周知をして理解をしていただかないと、なかなかこの計画も進まないと思いますが、どのようにして理解を得ようということを考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

周知、理解については、事務レベルの話でありますので、福祉人権課長に答弁をさせます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

この計画の周知につきましては、計画書のダイジェスト版を作成して周知をするようにしております。このダイジェスト版につきましては、世帯に配布をさせていただいております。また区長会、民生委員児童委員協議会におきまして、この周知の協力やお願いを現在しております。

区外の方につきましても、区長さんを通じて配布のお願いして、配布の方をしていただいで現在おります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

区長会、民生委員、また一般の方にはダイジェスト版を配布してということですが、ダイジェスト版を拝見していますが、なかなか分かりづらいです。

相談がある方というのは一般の方から相談があって、その相談をどこに持ちかけて行くのかということが、一般の方達に分かれないと、この計画は意味がありませんし、また、地域のリーダとして、一般の方達がリーダーシップを持って近くの人達に対して声かけをして行って、問題があるかどうか確認して行く、掘り起こしていくというのがこの計画だろうと思うのですが、なかなかダイジェスト版をお配りしただけでは難しいのではないかなというふうに思いますが、その点については如何ですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

言われるように、なかなか配布だけではというところでは難しい点があるかと思うので、現在、いろいろ周知を深める方法としましては、いろいろな集まり、皆さんが集まっているサロンであったりとか、そういう集まりのところに出向いて行きまして、ダイジェスト版だけでなく、こういったものですよという説明をしながら理解を広めて行きたいというふうに考えております。

また今年度につきましては、まだはっきり決まったものではないのですが、講演会等を開いて周知をというか、理解を深めるという形でやって行きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

皆さんが集まるサロンとかに出向いて行ったり、講演会ということですが、一番いいのが、やはり小会議とか、そういったサロン等で、集まったところに出向いて行ってお話をすれば、

そこで普通の方達の質問等も出るでしょうし、これが一番いいかなと思うのですが、その出向くにしても、先程とも関係しますが、どこの機関で出向いて行くのか、行政が出向いて行くのか、社協が出向いて行くのかがありますが、そこはどうお考えですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

出向いて行くのは役場、社協、専門的などころの部分につきましては、そういった社会福祉士がいるような方をお願いしたりとか、勿論1人で行くわけではありませんので、町も一緒に行くという形で、一緒にやっ行ってこうというふうに決めております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

分かりました。次に進みます。

3番目として、この計画の特徴は地域ケアシステムを軸に展開をされていますので、地域ケアシステムの階層について質問をします。

まず、3番目の地域ケアシステムの層の解説の中で、2層は行政区となっているが、自治体としての、ここは組織率と書いていますが、加入率と置き換えていただきます。が下がっているというふうに聞いていますが、いま実際としてはどれぐらいなのか、またかなり多くの方が区外の方になっていますが、区外の方の対応についてはどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

区の組織率につきましては、平成28年6月2日現在の組世帯の加入率は、現在69.23%となっております。

本計画では、第2層というところでは行政区というふうな形で、言葉としては表現しておりますが、この行政区というものは自治会の加入者を対象とするという意味ではなくて、行政区範囲を対象としていますので、区外の方についても同じ対応していくよというふうなものとなっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

区内、区外を問わずということになりますと、例えばいま区長さんという方がいらっやって、区外の方にも今度はダイジェスト版は配っていただいたということですが、よく聞く

話としては、何でも区長に押しつけて来るとかというような、本当かどうか分かりませんが、そういう話を聞いたりだとか、実際は行政区の駐在員として区長さんはいるわけですから、自治会としての区に加入している、加入していないに係わらず区長さんは行政区の方達の全てに対応していただければというふうに思うのですが、一方で区費を払っていないではないかとか、そういうようなこともありますし、駐在員の手当自体が自治会の構成員数で駐在員費用は出ているのではないかなと思うのです。

行政の世帯数で出ているわけでもありませんので、その辺が、やはり区長さんとしても動きづらい、区外の方に対して動きづらいというようなこともあるのではないかなというふうに思います。

また、区外の方は、実際にそこの区に居た方ならいいのですが、最初から区外になっている方ですと、区長さんも全然どういう方かも知らないとか、いろいろな問題もあると思いますが、その辺については如何お考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

そうですね。そこまで私は気がつきませんでしたけれども、区長さんはやはり地域の駐在員さんでもいらっしゃいますので、その辺のところは区長さんともお話をさせていただきながら、今、手当のこともおっしゃいましたが、その辺もひっくるめて行政内部で1回揉んで行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この計画が私は優れているというふうに思うのは、この議会前に総合計画をいただきました、その総合計画の中の基本政策の第1章、町ににぎわいをとという中で、地域コミュニティの自立活性化、地域コミュニティの体制整備というところがあります。

いま私が言いましたのは課題についても、この総合計画の中で多大解決をして行こうというふうに考えているのではないかなというふうには捉えています。

また、行財政改革プランの中でも、これが連番の1に地域の総合力の再生として、具体的改革項目として、地域コミュニティの体制の見直し、検討に向けた取り組みというところがあります。これにも、ここが係わるわけです。

ですから、これは地域福祉総合計画であります、こういった総合計画、勿論総合計画の下の計画になるわけですから、当然といえば当然ですけれども、行財政改革プランの中にも係わってきますので、そういったことも含めて、これは取り組んで行くことが出来るというふうに思いますので、私はこの計画が優れているのではないかなというふうに考えています。

総合計画そのものちょっと外れますが、行財政改革プランだとか、総合計画だとかの兼

ね合いについては、町長はどうお考えになっていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

ちょっとおっしゃっている趣旨というのは、多分こういうことをやって行財政改革にも反映しなさいよという意味かと思えますけども、当然のことながら、この分野だけに限らず、いろいろな分野において、やはり貴重な皆さん方からこの予算というのは、町民の皆さん方の税金でございますので、それは1円たりとも無駄に使ってはいけないという思いからしますと、当然のことながらこういった福祉計画にしても然り、他のいろいろな計画ですね。

マスタープランにしてもそうですし、いろいろなところをやっています。第5次計画にしてもそうですが、そういったところで、いろいろなところを精査しながら、無駄な部分は省いて行くということにおいては全てに関連性があるのではないかなと私は考えています。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ちょっと違って、要するにこの総合福祉計画を進めることが行革にも繋がるというふうに私は考えています。

次に、4番目として、3層の小学校区では、福社区として拠点を整備し、生活支援コーディネーターとCSTを派遣するとありますが、具体的にはどこに拠点を置き、生活支援コーディネーターの人員確保と配置はどうされるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

これは、小学校校区を範囲とするものを福社区というふうに設定しております。

これは住民が歩いてアクセスでき、生活支援コーディネーター、これは支え合い推進委員として、その区域を対象としたCST、いま言われましたCSTというのは、コミュニティソーシャルワークチームと言われる専門職のチームを派遣する区域となります。

支え合い推進委員の役割は、地域のニーズの把握、地域住民の協働の働きかけ、専門職と一緒に課題解決に取り組み、そして専門職への情報を提供することが主な役割になります。

このコミュニティソーシャルワークチーム「CST」とは、社会福祉、またケアマネージャーとか、保健士等の専門職で組織したチームを言います。

この福社区は、住民に開かれた憩いの場であるとともに、誰でも気軽に相談出来る、相談の窓口という役割もありますので、まず住民の方が集まる拠点としての場を確保することが

第一と考えております。

具体的には、福祉区の中にモデル地区を設定することを現在検討しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

福祉区の中にモデル地区を設定するというふうにあります。基本的に拠点はどこに置こうとしているのか、どういうところに置こうとしているのか。

例えば、公民館なのか、空き家なのか、学校なのか、そういう具体的にどこに置こうとしているのか。その生活支援コーディネーターはどこに配置しようとしているのか、また人員としてはどういう方達が、いまの例えば行政の中の誰に、どこですとか、社協のどこにするとか、地域包括支援センターのどこにするとか、また増員して、どこに増員してどうするとか、その具体的なお考えはどうですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

拠点の場所となるところということでございますが、現時点では公民館とか、空き家とかというふうなものも視野に入れては協議というところで、実際にこのどこにというはっきりした地区、場所というのは選定は出来ておりません。

いまチームになって派遣しますよという専門職につきましては、いま現在のところ、当初は包括支援センターの3職種が専門職であります。社協の方には社会福祉士の専門職がおりますので、そういったところの専門職をまずチームになってスタートするところでありまして。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

CSTの専門職は分かったのですが、その中に生活支援コーディネーターをお願いするということですか。それともその専門職の今の人員とは別に、新たにそういった生活支援コーディネーターの方を置いて、そのCSTの中に含めるということなんですか。その辺はどうなっているのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

ここでいう、生活支援コーディネーター、地域の支え推進員というものは、本来でしたら生活、同じことなんです。介護保険上の部分でいきますと生活支援コーディネーターというところの、意味でいうとかなり業務があります。ですが、まずボランティアで地域の福祉

を推進される方がたくさんいらっしゃいます。そういった方達に、先ず支え推進員という形でなっただいて、勿論それには要請も必要だと思いますが、そういった方と一緒にまず始めて行こうというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

まず、拠点についてですが、拠点については、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン総合戦略がありますね。この中の基本目標の4に、時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するということで、小さな拠点の整備や地域連携の推進というところがあります。

この基本目標の政策パッケージとして、小さな拠点は他世代交流、多機能形の形成ということで、公立の小中学校の規模適正化ということと、小規模校の活性化、休校した学校の再会支援というようなことで、この、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に国は謳っています。

こういった小さな拠点を活用して、そこに例えば、生活支援コーディネーターを置くとか、いま課長が言われました集う場として、こういうのを設置すればいいのではないかなというふうに思うのです。

これは当然、国の交付金事業の対象にもなりますので、そういった予算の面も申請をすればおそらくは通る話だろうというふうに思います。

また、生活支援コーディネーターについても、介護保険上その制度は27年の介護保険の改正によって、介護保険上も位置づけられています。これは介護保険としても必ず置かないといけないわけです。

置く場所としては、地域包括センター内というふうなのが基本となっていますが、どこに置いてもいいというふうになっています。それは、社協に置いて、行政に置いて、包括の中だけでなく、その市町村の都合によって置く場所は決めていいというふうになっています。

これも、ここでいう生活支援コーディネーターと、介護保険上の生活支援コーディネーターという業務としては、この中ではアウトリーチという言葉になっていますが、住民の中に積極的に入って行って、住民の課題を見つけてくる、掘り起こしてくるということになるわけですね。

例えば、これは介護保険上の介護予防日常生活支援総合事業というのがありますが、このガイドラインの中に、コーディネーターとしての役割ということも書いています。

コーディネーターの機能の考え方とか全て出ていまして、この地域福祉総合計画の考え方とほとんど重なっています。ですから介護保険上の制度を利用して、こういった生活支援コーディネーターを設置するというのも可能だと思うのです。この費用についても、地域支援事業の包括支援事業が活用可能というふうになっています。

ですから、そういった予算面についても裏付けがありますので、このことについても考えていいのではないかなと思います。如何ですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

国の計画書の予算面については、ちょっとまだ私も把握をしておりませんでした。ありがとうございます。それで調べさせていただきます。

いま、議員がおっしゃったことも内部協議をやって、進められるところは進めていきたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

何度も言いますように、この計画は本当に素晴らしい計画で、介護保険上の言葉と重なるところもありますので、ちょっとややこしくはなっていますが、住民の福祉の向上というありきたりの言葉も言うのもちょっと残念ですが、そういったものには凄く私は寄与するというふうに考えていますので、是非とも考えていただいてというふうに思います。

次に進みます。

4層の総合福祉会議は、どのような協議体を考えているかということでお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

総合福祉会議というのは、いま福祉区と設定しております各小学校で開かれた、そこでは小さなということで、小地域福祉会議の中でいろいろ課題が出て来ます。そこで解決出来ないような困難事例の検討、また地域からいろいろな課題とか、良いことも悪いことも含めてですが、いろいろなものが出たものを全体と、地域、地域によって課題も変わって来ることがありますので、それを全体場で協議をして行くということを現在、今のところ想定しております。

構成員としましては、専門の方達に入っていただくということも考えておりますので、医療、保険、介護、福祉、教育、勿論当然社協、役場というような、関係のあるところの人達をメンバーということで、現在のところでは想定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そのような団体機関を召集して会議を行うということですが、ここについても、どこかが

中心になってマネジメントして行かないといけないわけですね。その中心となるところはどこということで考えたらいいですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

まず、両輪でということで当初言っていましたが、まだはっきり、いま社協さんの方が詳しい部分が、地域づくりのところでは社協さんの方がとても詳しい部分がございますけれど、まだ事務局をはっきりとここという形で、この場ではお答えは出来ないということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

事務局が決まらないうちに先に進まないで、早くどこが中心となってこの協議会を進めていくかというのを決めて下さい。

次に進みます。

この計画は包括的な支援体制を軸としていますので、ワンストップで分野と問わず、相談支援を行うための窓口が必要となります。その窓口についてはどこに設置するのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

この計画では、まず住民の方が身近なところでいろいろなことの話が出来るということで設定を進めていきます、小学校ごとに設定する福祉拠点をまず第1の窓口というふうに考えております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

福祉拠点ということであれば、早く福祉拠点をどこかに決めないといけないわけで、それについてもまだ決まっていないということです。正しく、いま言われるように、出来れば相談に行くにも歩いて行けるぐらいの距離が私は適切かなと。

いま福祉拠点ということであれば、福祉区を対象としていますので、先程言いましたように、私は学校とか、そういったところが適切かなということを考えています。是非とも早急に答えを出していただければというふうに思います。

最後の質問になりますが、この計画の実行の重要強化項目として、28年度、今年度福祉拠点の設置、いま言いましたどこにするか設置を決めて下さい。

助け合い推進委員の要請、ケアシステムの構築、ケア会議の実施、アウトリーチ体制の整

備というのは、要するに生活支援コーディネーターのような方を早く設置して下さいということです。これも人員の確保と育成を計画的に行う必要もあります。

こういった実施項目5項目ありますが、この実施項目の目処についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

目処といいます、現在の取り組み状況ということで解答させていただきます。

現在社会福祉協議会と包括支援センターとで連携を深めてやって行くということで、どういふふうに行こうかということも協議を4月に2回ほど行っております。5月からは社会福祉協議会と包括支援センターで高齢者支援係、福祉係、そして健康増進係、保健士とで毎月実施項目について協議をして行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

当然協議を進めて行って、28年度中には5項目について達成をしていただき、住民の福祉の向上に寄与していただきたいというふうに思います。何度も言いますように、この計画については、総合計画の第1章または第2章、人にかがやきをの地域総合ケアの推進、この中に生活支援体制整備事業、これは高齢者介護に係わる場所ですが、これにも係わって来ます。先程言いました行財政改革プランにも係わってきます。

特に総合計画については、具体的にどういふふうなことで進めて行くというところまではありません。ですから、この地域福祉総合計画を進めることが、いま言いましたような第1章の第2節、地域で支え合う安心、安全、または第2章、人にかがやきをの中の第4節、健康に暮らせるまち、その基本施策10の住み慣れた地域で、共に暮らせるまちづくりを進めるというふうなことの、進める指針に私はなるのではないかなど、この計画を具体的に進めることが、この総合計画の、いま言ったようなところを具体的に進めて行くものに繋がるといふふうに考えています。

ですから、是非ともこの地域福祉総合計画を実施していただき、推進していただいて、鞍手町民の先進的な福祉のまちに繋がるようにしていただきたいというふうに思います。

最後に、町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

議員がおっしゃいますように、重要なこれは施策だと思っておりますので、しっかりと取り組んで行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時32分

再開 14時45分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして、2点について質問いたします。

まず1点目は、子どもの貧困化についてお尋ねします。

この問題は、先の3月議会におきまして、8番議員が質問されていますが、貧困状態にある子どもが、厚労省の調査で6人に1人となっていることは、町長もその時に答弁されております。

また生活保護世帯や準要保護者数も明らかにして生活が厳しい状況にある子どもが増えていることは間違いないとも答弁されています。

しかしながら、生活保護や準要保護、ひとり親家庭の数だけを見て対策をとるのではなく、鞍手町の子ども達がどういう状況にあるのか、子育てや教育、地域とのかかわりなど、状況に見合った対策をとる必要があると思います。

そこでお尋ねしますが、状況を把握する調査をしているのか、また、その準備についてもお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これはデータ、事務的なものになりますので、担当課であります福祉人権課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

子どもの貧困率につきましては、厚生労働省が実施する国民生活基礎調査の中で算出されております。

この調査は、国勢調査と同様の基幹統計調査として、保健所や福祉事務所が主体となって全国の世帯及び世帯員を抽出し調査を実施されております。

子どもの貧困率の算出については、特殊な所得の算定方法等が必要で、町として国と同様の調査を実施しなければ算出が不可能であります。現時点ではそのデータはありませんが、貧困状態にあると考える子どもの状況を調べましたのでご説明いたします。

5月31日現在の数値で申し上げます。当町の状況としましては、17歳以下の子どもの人口が2,240人。その内生活保護に該当する人数は95人。

また、小中学校で就学援助を受ける準要保護申請者数が231人。

就学前及び高校生の生活保護受給世帯を除く住民税非課税世帯の子どもが152人となっております。

はっきりと対比できるものではありませんが、当町では21.3%、約5人に1人の子どもが貧困状態又はそれに近い状態であると考えられます。

また、重複する部分もありますが、児童扶養手当の受給者であるひとり親家庭についても貧困状態の家庭が多いとされており、17歳以下の人数は343人となっております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

数値的な人数については、国と同様の調査をしないといけないということでしょうけれども、鞍手町の子ども達がどういう環境にあって、どういう状況におかれているのかというのを実質調べる必要があると思います。把握する必要がある。

例えば、横浜市では、抽出ですが、あそこは人口がもの凄く多いので抽出して6,000世帯でアンケート調査を行っています。

その中で、この人数には上がっていないけれども、例えば、上がったとしてもどういうところで困っているとかというところが具体的に分かってきたというような調査も出ていますので、そういったアンケート調査、それから学校での調査だとかというのも含めて、数値的なものだけでなく子ども達がどういう状況におかれているのか、何を必要としているのかというのを把握する必要がありますので、その点についての調査をする必要があるのではないかと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

いま議員がおっしゃったような調査も今後内部協議をやって考えて行きたいとそうのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

昨年の1月に、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律というのが施行されました。その中の第14条では、調査研究というのがありまして、ここでは国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究、その他必要な施策を講ずるものとするというふうに法律で定められているのです。

都道府県に対しても計画を作りなさいというようなことも第9条には載っています。

先程、8番議員の質問の中で、県は子どもの支援食堂についても補助金を出すつもりはないとかというような答弁がありましたが、しかし、県としてもそういう貧困対策に対する計画は作らないといけないのですよ。

町としては、まず内の町内の子どもがどういう状態にあるのかというのを把握しないと、県の計画にも乗ってこないし、地方公共団体でも調査研究、それから必要な施策を講じるものとするというふうになっていますので、そこは真剣に具体的に調査研究、そして施策を考える必要があると思います。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

宇田川議員さんの言われることを踏まえながら、そしてまたお知恵を頂戴しながら教育委員会とも相談をしながら進めて行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程も言いました法律が通りました、その施行されたと同時に衆議院の厚生労働委員会で付帯決議がなされました。その中では、貧困の状況にある子どもの置かれた状況を十分踏まえることが重要というふうに付帯決議も付けられております。

2点目ですが、相談窓口だとか居場所づくり、支援センターの設置、町はいまありませんね、そういうところはないなら作る必要があるのかどうかも含めて考える必要がある。

町内の子どもを取り巻く環境と状況、先程いいましたようなことを精査して、どういう対策を講じないといけないのか、国の補助金等も最大限活用しながら進めて行くという必要があると思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

国による子どもの貧困率というのは16.3%で、17歳以下の子どもの約6人に1人が、先程も言っていましたが貧困状態であるとされております。

本町では、課長が答弁いたしましたように、約5人に1人がそれに該当するというところでございます。日本の平均よりも本町の方が率が高いという状況下でございます。

町としましても、当然のことながらこれを見過ごしていいのかというのが、決してそうではないと私は考えております。何らかの町としては対策が必要ではないかなとそのように考えております。

3月議会でも、子どもの貧困について私は答弁したかと思いますが、学力の向上が所得の向上に繋がるということが、いろいろな調査結果で出ております。

長期的な視点としまして、貧困対策として一番重要なものというのは、私は考えているのは、やはり教育ではないかなとそのように前回も述べたかと思いますが、そのように考えております。

幼児期及び小中学校における教育の充実については、今後更に取り組みを深めて行きたいとそのように考えております。

また、現在、国において子育て世代包括支援センターの法廷化が進められております。これは平成32年度までに全国展開を目指すとしてされております。

これは、妊娠前から育児までの各種相談、各種検診、産後ケア、保育関連事業、児童虐待、障害児等を包括的に支援するワンストップな拠点でございます。

これが実現しますと、子どもの貧困対策も含めて子育て全般の拠点として機能するのではないかなと、そのように考えております。

本町といたしましても、短期及び中長期的な視点にたちまして、全国的な動きに合わせ、この子育て包括支援センターの設置に向けた対応を行って行きたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程の国の法律の関係ですが、第13条で経済的支援という項目があります。国及び地方公共団体は、各種の手当て等の支給、貸付金の貸付、その他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとするということで、これは法律ですから細かいところは別で定めるといふふうになってくると思うのですが、現在どういうもので経済的支援というか、国の方から補助金だとかというものが貰えるのかどうかというのも含めて、是非研究していただきたいというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃいますように、国の補助金等も有効に活用してということをおっしゃいました。

当然のことながら、もしそういう補助金があれば有効的に使って、この事業を進めて行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それから、ちょっと細かいことですが、教育長に折角通告で出していますのでお尋ねしたいのですが、中学校の方でクラブ活動をもう少し強くというか、そこに力を入れていきたいというようなお話も以前からあっていたと思いますけれども、経済的な理由によってクラブ活動に参加出来ないだとかということも考えられるのではないかと思います。

ただ単にクラブ活動といっても、やっぱり手出ししないといけない分があるのです。運動の用具だとか、文化部でも、私はよく分かりませんが、フルートの口の所だけ替えるとかがあるらしいのですが、後は部活によっては後援会費だとかということも取っているところもあると思います。

そういうところにも、経済的な理由によってクラブ活動が出来ないだとかということになってはいけないと思います。

就学援助の中にクラブ活動費というものも是非項目を入れていただいて、プラスするとかということも考える必要があるのではないかというふうに思いますが、もし実態等が分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

第5次総合計画の前期基本計画の中の6頁でございますが、全ての部活動に助成金を交付するという事で、具体的には、部活に入っている子どもに1人5千円×の生徒数ですね。算出した金額を学校に丸投げと、どう使おうと学校長の判断という形で丸投げしております。

昨年度よりも少しは手当になるかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

予算関係ですから町長にも絡んで来ると思うのですが、ただその学校に丸投げ、これは3月の当初予算にも付いていました。1人5千円ということで、学校に丸投げということは、各学校の校長がどこにどういう配分をするかというのは決めていいという形になってくると思います。

1人ずつ5千円と渡すわけでもなく、大きな大会に出て行けばお金もいるし、そこにちょっと多く配分するだとか、ユニホームは新調しないといけないとなったら、そこに配分するだとかという形になって来るのです。

それとは別に、やっぱり経済的な理由で後援会費が払えないとか、自分の靴が買えないだとかということでクラブ活動に参加出来ないという子ども達が、もしも1人でもいたらいけないと思うのです。

そういう実態を把握されているのかどうかというのと、そういう子どもに対しては、きちんと支援をして行くということも町長には考えていただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

いまのご指摘のことにつきましては、私はデータを持っておりません。至急各部の顧問にその実態把握については急がせます。また何らかの形で町民の皆さんに、その実態についてはご説明したいなというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

予算面についてですが、先程宇田川議員さんがおっしゃいました5千円は、一応1人あたりの頭数で予算を付けさせていただきました。

それとは違うのだということで、例えば、今おっしゃいましたように、靴が買えないから部活に参加出来ないというような、そこまで細かいところは、我々行政として見れば、現場の意見がないことにはなかなか出来ないかと思っておりますので、いま教育長がおっしゃいましたように、早急にやられる見たいですから、それを踏まえて取り組みを行って行きたいとこのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

だから、先程言いましたように調査が必要なんです。

教育長、部活の顧問に聞いても分からないと思いますよ。お金が出せないからクラブ活動に参加しない、入れないということを私は言っているのです。

これは中学に限らず、ジュニアのいろいろなクラブチームがあります。野球、サッカー、バレー、ドッチボールにしろ、それも月会費というのは必ずいるわけですよ。

これは、教育長に話すことではないので、青少年育成の観点からですけれども、そういうことで、先程言いました地域との関わりの部分になって来るのですが、折角ここで友達と居場所づくりができるだとか、夢を追いかけるだとかということで、お金がないばかりに参加出来ない、入れないというような状況も、それは打破して行かないといけないというふうに思うのです。

そういう意味で、きちっと鞍手町の状況を把握していただきたいと、そこからどういう対策を講じたらいいのかというのを考えていただきたいということで言っているわけで、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程教育長の言葉を信じまして、調査をやるということでございますので、その調査を踏まえて、行政としては考えて行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

是非よろしく願いいたします。

次に進みます。

次に、中学校跡地を含む公共施設の利用についてお尋ねします。

現在、旧鞍手北中学校跡地のテニスコートとグラウンド、それから浮洲の野球グラウンドを折尾愛真高校に貸与しています。これにより、北中の敷地には鎖と鍵がかけてあって中に普段は入れません。

また、浮洲の野球場も町民が利用できなくなったということもあります。こういった問題点はあることを踏まえた上でお尋ねします。

ただ、一方で、土日などは町外から多くの方が町内に来られるというプラス面も働いています。

先日、浮洲の野球場の回りの草刈りを職員の方もボランティアでやったというようなお話も聞いていますが、そういった、いろいろな大会があることによって、町外の方がたくさん鞍手町に来られる、これは本当に良いことだというふうに思っております。

このプラス面で言いますと、一部の高校だとか、クラブ活動が来るからみんな来るというようなことではないと思います。

町内には様々なジュニアチームもありますし、鞍手中学の部活動も昨年度も好成績をあげています。それぞれのチームや部活動が町内で大会だとか、練習試合を行うだけで町内に来られる方が何百人と来られることは間違いないと思います。しかしながら、そういう施設が整備されていないと大会さえも開けない状況もあると思います。

鞍手町をもっと活気づけるという意味で、他の自治体例はやっていないこと、鞍手町だから出来ことをやっていかないといけないというふうに思っているのです。

少し回りくどい言い方をしましたが、公共施設の利用について、その整備も含め、一歩大きな柱、方針を掲げてどういう整備をして行くのだとかということを考えていかないといけないのではないかというふうに思うのですが、町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

まず公共施設の利用について概略をお話申し上げたいと思います。

旧鞍手南中学校につきましては、校舎はくらで学園に、グラウンドは鞍手幼稚園に貸与をいたしております。

また、旧鞍手北中学校につきましては、グラウンドとテニスコートについては折尾愛真高校に貸与いたしております。

平成26年度より中学校跡地検討委員会を設置いたしております。その中学校跡地検討委員会を設置いたしまして検討していただいておりますが、未だ、まだ校舎については活用がなされておられません。これは一つに電気、水道、トイレ等を復旧するには多額のお金がかかるというマイナス面があるという部分がございます。

出来れば、町としては校舎全部の貸与を考えております。

先程、宇田川議員がおっしゃいましたが、いま浮洲のグラウンドですが、折尾愛真が使っています。そうになりましたら当然のことながら町民が使えないのではないかと、此方が立てば、此方が立たずというような状況下でございます。

あそこが、まだまだ他に県の土地もありまして、広うございます。それなんかを、いま丁度内部で県の方に協議を持って行こうかということもいろいろ考えております。

ですから、今の現状といたしましては、愛真の女子公式野球部に貸与しているというのが現状でございます。そういう状況で、後は検討委員会の皆さん方にこれは揉んでいただいておりますので、その状況を踏まえて、行政としては動いて行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

跡地利用だけでなく、公共施設の整備なんですよ私が言いたいのは。だから先程町長が言われましたように、浮洲の野球グラウンドにたくさんの方が来られるのも、町長も見られたと思います。でもあそこだけではないのです。町長の目の前の町民グラウンドも、あそこも土日になったらこの凄く、何か大会とかがあれば、たくさんの方々が来られているのです。だから、そこを引き留めるだとか、もうちょっと大きな大会をしたいが宿泊施設がないだとか、青少年育成だとか、部活動に限ったとしても、そこで何か鞍手町を活気づけるような、そして青少年育成にも繋げられるようなことを是非考えていただきたいのです。

勿論、だから鞍手町に住むという形にはならないかも知れないけれども、でも土日になったら、夏休みになったらたくさんの方が鞍手町内に来るといふようなことになれば、やはり活気づいて、そこからまたどんどん相乗効果が生まれて来るのではないかとこのように思いますので、跡地利用だけでなく、全体を考えて一本大きな柱を立てて考えてもらいたいなというふうに思っているのです。

問題提起なんです、町長答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

これは、第5次の計画もさることながら、都市計画マスタープランについてもそうなんです。いま総合的に鞍手町のデザインをどのようにやるかと、まちづくりをどのようにやって行くかということも、いま宇田川議員さんがおっしゃいましたようなことも踏まえながら、デザインを作っています。

駅前そして、私が言っているL字ライン上、それからくらで学園の世界戦略、いろいろな部分において、当然のことながらホテル等も必要になって来るだろうということも視野に入れながら、鞍手町の全体のデザインをどうするかという計画を作って、粛々とそれに向かってやっておりますので、行政としては、それを指を加えて見ているわけではないということろだけにご理解していただきたいなど、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程言いました、鞍手町だから出来ることを是非やっていただきたい、他の自治体のまねばかりでなくということでは一つ思うのは、北中も好成績を上げていますし、ジュニアチームも、伝統のあるチームもたくさんありますし、ドッチボールも数年前は全国大会にも行きました。

たくさんのOB、OG、そして優れた指導者がこの鞍手町に居られるのです。とすれば、勿論顔も広いし、何かちょっとやろうと思えば、たくさんいろいろなチームを呼べるとかということもあるのです。

青少年育成とスポーツをもうちょっと強くするだとか、そしてたくさんの方を鞍手町に呼んで活気づけるということの一つの案として、そういうことも考えたいなどということ、今回ちょっと聞き方がずれていますが、また別の機会に質問したいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

先だって、4月24日に鞍手の中央グラウンドでハーフマラソン、これは民間の方が主導で、町が後援ということでやらせていただいたのですが、殆どの90%ぐらいの方が町外、遠くは神戸だったか、日本全国からかなりの千数百人来られておりました。

宇田川議員さんがおっしゃいますように、そういういろいろな、今後そういったことも踏まえながらまちづくりの一環に寄与する、いろいろな事業を考えて行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問させていただきます。

鞍手町の過去、現在についてということで質問させていただきます。

鞍手町の過去としましては、3村合併の昭和30年で炭鉱のあった時に3万794人の人口がありました。それから昭和35年が2万8,700人、昭和45年が1万8,200人、昭和60年が2万人、平成7年が2万200人と人口は減ったり増えたり、若干ですが減ってきています。いま現在が1万6千人ほどになっています。

未来、2040年には1万人強、町の施策により1万2千人程度というようなことを言われていました。

これについて、町長はどのようにお考えか、このことについてお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは社人研の人口推計を見ますと、皆さん方も新聞報道等でご覧になったかと思いますが、2040年問題ということで、鞍手町が消滅都市としては県内ワーストワンと、一番悪いという状況が出ました。

これは、前に一言ついてまして、何もしなかったら消滅しますよという社人研のデータでございます。

これは皆様方に冒頭で申し上げたいのは、いましっかりと町の取り組みをやっておりますので、まず消滅なんていうのはまずあり得ないということをお頭に申し上げたいと思っております。

それと、もう1点は、いま人口推計なんですけど、私どもの町内で作っている計画ですか、最終的には1万2千人ぐらいになるだろうという予測、これはあくまで予測でございます。ただ、いま色々な施策、L字ライン構想、そして駅前周辺の開発、インターチェンジの横もでございます。そういったことも積極的にやっております。

人口は多少まだまだここ7～8年は人口が右肩下がりになるかと思いますが、ある一定の所で、いま私がいろいろな施策を打っているのが、功を奏して来れば、そこで歯止めがかかり、逆にV字回復を願っていまやっているようなところでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

徳島町長になって様々な施策をされています。今は土地を耕し種をまかれている段階ではないかと思っております。

国も自治体は自分で稼ぎなさいと、ふるさと納税をつくり、また地方創生の原点は税金を生み出すエンジンを作りなさいというふうに推奨しているのではないかと思います。

正に今だからこそ町長の発想が通じるのです。これが10年前だと、今の町長の発想はおそらく誰もついて行かない状態だったかも知れません。それぐらい発想が奇抜なことをいろいろやられています。地道なこともやられています。

最近の話ですが、他の自治体の首長さんが、私は地方創生が全く分かりませんというような自治体の首長さんがいらっしゃいました。それを聞いて私はびっくりしたのですが、地方創生というのは、どんどんその町を頑張って活気づけて行こうではないかということをやっけて行かなければいけない。こういう時代にこそ、ちょっと発想の違う奇抜なアイデアも出される町長が頑張っていられると思います。

就任後から今までされたこと、今後、現在実施中、またこれからされて行こうしておられることを少し聞かせていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まず私が就任させていただいて3年5ヶ月目に入ったのです。

まずは、鞍手町を4つの柱を私は最初に設けたかと思えます。

子育て支援と教育の振興ということで、25年6月には、たくさんあるのですが、主だったところだけ掻い摘んでお話を申し上げたいと思います。

25年の6月には風しんワクチンの無料化をやらせていただきました。

25年の4月に町立の保育所の開所時間の見直しも、延長ですね、これもやらせていただきました。それから医療費の完全無料化ということで、昨年10月から未就学者までの無料化を小学校6年生までに拡大し無料化をやったと。

本年度におきましても10月から、これも本当に議会の皆さん方のご協力、ご指導を賜りまして中学3年生までの無料化にバージョンアップを行ったということでございます。

27年4月には、小学校及び中学校の学習アシスタント事業の拡充、中学生バス通学の運賃の補助など、部活の助成制度、こういったこともやらせていただきました。

2つ目に、雇用促進といたしましては、25年の12月から26年の11月にかけて、西区用地に企業4社誘致をさせていただきました。

27年の4月には南中学校の跡地を使いまして、くらて学園（学校まるとアニメ事業）も開設をやらせていただきました。

大きな3番目に、地場産業の活性化ということの中には、武雄市外自治体と7団体でシンガポールに事務所をつくり、ぶどうの輸出、TPPに向かってぶどう等の輸出事業も展開を

させていただきました。

それから、中小企業向けのインターネットショップも開設の補助ですね。これも行いました。

27年の11月に、鞍手起業塾セミナーの実施、これも6回行って、若い人達の起業、起こす業ですね、起業の支援事業の一環として、これも実行させていただきました。

第4番目に、自然環境と文化財の整備ということで、27年の1月から剣岳公園の景観整備ですね。一番上のところを全部、これは地元の立林の皆さん方のご協力を本当にいただいて、あそこを綺麗に伐採していただいて、鞍手公園の上に登れば、天気の良い日には芦屋の海が見える程、立派になりました。これは本当に地元の皆さん方のお陰であります。それから、平成28年の4月には古月の横穴の保存整備、これも着手をいたしたところでございます。

もう一つは、私の大きなテーマですが、鞍手町を老若男女全ての人が笑顔で暮らせる町へということで大きく5つの柱を掲げました。

これも主なところだけ申し上げたいと思います。

1つ目の地域環境や住環境のインフラ整備ということで、直方・宗像線の自治体の連絡協議会を設立いたしまして、しっかりした陳情を行うということをいま現在継続中でやらせていただいております。

それから、平成28年3月、都市計画のマスタープランの見直しを行って、先程も申しましたように、鞍手町のブランドデザインをいま作っているところでございます。

それから、大きな2つ目の、福祉の充実ということで、民間事業者との連携による、要はお年寄りの見守り隊、独居老人を絶対孤独死させてはいけないということで、見守り隊の体制の整備を行いました。

それから、26年の4月には、肺炎球菌の予防接種費用の補助も行いました。

27年3月、車椅子ごと乗車出来る、乗降出来る福祉車両の整備と貸し出し事業も開始をいたしました。

平成27年の4月には、地域公共交通の見直しと低床型のバスの導入も行いました。

大きな第3番目に、医療の充実といたしまして、くらて病院に週2回小児科の外来医療の開設を行いました。

それからもうひとつ、これは大きな部分ですが、平成27年の1月に夜間急患の医師2名の待機をさせて、救急車を直ぐに玄関先で待たせない、直ぐに病院に運ぶ態勢づくりも行いました。

それから、平成28年の3月、耐震化に伴う移転建て替えを前提としたくらて病院整備基本構想検討委員会の設置をし、くらて病院の建て替え、これは耐震になっておりませんので、くらて病院の建て替え構想も平成32年度までに完結するというので、いましっかりと取り組みを行っております。

大きな4つ目ですが、文化を享受できる環境の整備ということで、平成25年6月には、

町のフェイスブックの解説を行って発進力を高めました。

それから、平成28年の3月、主要な公共施設4カ所に光回線のWi-Fiのアクセスポイント等を作りました。

最後の大きな町の財政健全化といたしまして、平成26年の4月に町の税金、水道料金、そういったものをコンビニ収納の開始も行いました。

平成27年の6月には、かんがい基金の運用、これは国債の運用を行いまして、現金では260万円を残し、ここでは2回売買をおこないましたので、事実上は約1億利益を出しております。

そして、28年の今年の3月であります、やはりこれもかんがい基金の運用、これも国債の運用の売買をやりまして約3億1,300万円の利益を出して、合計いたしますと、キャッシュフローでは3億1,560万円現金として定期に入れております。これは、全く予想外の利益を生んだということでございます。

いま、そういったことをやっておる状況下でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

いろいろやってこられているということで理解いたします。

簡単に言えば、来年の町長選挙はどうされますかということです。今までいろいろやって来られて、これからもまだ続けて行く、続けている途中がありますから、それをはっきりとここでお聞かせ願いたいと。

筑豊創生を鞍手からというスローガンで私は行っていただきたいなと思っておりますが、そこはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まだまだ、私いろいろなところで会合とか、いろいろな、この前のシアターもそうですが、いろいろなところで町長の挨拶という部分があるのですが、その中において、私、鞍手町の行政としての今後の取り組み、未来を見据えた取り組みということもよく話をさせていただいています。その中におきましては、先程も申しましたように、都市計画のマスタープランをグラウンドデザインを作っているという状況であります。

もう一つはL字ラインですね、北九鞍手夢大橋からインターチェンジ、あそこまでのL字ラインで、これは最終的には南北線を猪倉の方にぶち抜いて南北線をきちっと貫通させるという事業も取り組んでおります。

それから、先程言いました駅前開発、そしてインター横の開発ですね。それと先程言いましたくらで病院は平成32年度までには、何とかこれは完結しなければいけないと、これは過疎債の影響があるものですから、平成32年度までには待たなしでやらなくてははいけな

いという状況下が目の前にぶら下がっております。

それと、くらで学園においては、これは最終的には、アジア、世界を視野にしたインバウンド、いまこれは、旅行会社ともいろいろ、ツアーの話も来ております。

これをインバウンドすることによって、要はたくさんの方が来られますから、当然そこでは、ご商売をされている方にとってはいろいろなチャンスが伺えます。それは地元商工会の皆さん方と共にやって活性化に繋げて行きたいと、そのように思っております。

それから、鞍手の発展如何によっては、新幹線筑豊駅も不可能ではないですよというようなことも述べさせていただいております。

話せば、外にもたくさんあるのですが、そういった事業、やらなければならないという事業が、課題がたくさんございます。

いま、竹内議員のおっしゃいましたように、私の任期は来年の1月までで、半年足らずでございますが、言うまでもなく、このぶら下がった事業を継続して、いま私が途中でぶん投げるようなことは絶対やってはいけない、出来ないとは私はそのように思っております。

これは、最終的には1月に選挙がありますので、そこで、今まで私がやって来た政策、そしていまいろいろなことを述べた施策、これの真を問うという意味に置いても、町民の皆さん方から指示を受けられるかどうか分かりませんが、私の思いとしては是非しっかりとこの事業を向こう10年ぐらいは掛かりますか、やりきれるまではしっかりやって行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

これで、全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日7日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日7日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時32分

平成28年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成28年 6月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 6月8日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
平成28年 6月8日 午後2時06分				星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 12人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 1人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 員	2	須藤信一郎		3	川野高實	

職 務	議 会 事 務 局 長	渡 辺 智 文	出 欠	議 会 事 務 局 長 補 佐	武 谷 朋 視	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会 計 課 長	櫻 井 順 子	出 欠
	副 町 長	阿 部 哲	出 欠	建 設 課 長	白 石 秀 美	出 欠
	教 育 長	水 摩 幸 隆	出 欠	政 策 推 進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総 務 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福 祉 人 権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上 下 水 道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税 務 住 民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教 育 課 長	筒 井 英 和	出 欠
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保 険 健 康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成28年第2回鞍手町議会定例会議事日程

6月8日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第39号 専決処分の承認（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第40号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第41号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第42号 鞍手町ふるさと応援基金条例
- 日程第5 議案第43号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第44号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第7 議案第45号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
- 日程第8 議案第46号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第9 議案第47号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号）
- 日程第10 議案第48号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第11 議案第49号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第12 議案第50号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第3号）
- 日程第13 議案第51号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第52号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第53号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第54号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除
- 日程第17 議案第55号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第18 議案第56号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年6月8日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

まず、町長より提出されております、議案第54号の訂正をお手に配布していますのでご確認下さい。

日程第1 議案第39号 専決処分の承認（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第39号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第40号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは、提案理由として地方税法の一部また施行令の一部、施行規則の一部の改定によって、今回、町条例の改正が提案されていますが、私が調べたところでは、28年度の税条例の改正について、この第40条の第2項、同項に規定する期間内においてというところが削除されるような改正が探し得ませんでした。

今度の税条例のどの税条例が改正することによって、町条例を改正することになったのか、また、もしもなかったとしたら、何故ここで改正する必要になったのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えします。

議員ご指摘のとおり、今回の改正につきましては、まず地方税法の改正が行われたことにより、税条例を改正することになりました。確かに地方税法の中では、この部分についての改正はあっておりません。

ただこの規定につきましては、現行の税の取り扱いと整合性がとれていない部分ありましたので、今回の税条例の改正と合わせて条例の整理をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

何との整合性が取れていないのかがよく分かりませんし、今回どうして今年になって整合性のとれていないのがあるとすれば、分かったのか、どういうふうに整合性が取れていないのかを合わせてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

この個人住民税の納期の定めにつきましては、地方税法では320条で納期の規定があります。それによりますと6月から1月までと、但し特別な事情がある場合においてはこれと異なる納期を定めることが出来るということになっております。

鞍手町におきましては、この特別の事情がある場合ということで、例えば、特別徴収であった方が退職等で普通徴収に変わられた。特に1月中にそういう状況が生まれた場合は、納期が既に1月しかございませんし、その納期以降に退職された方については納期がないということで、現行随一期、随二期という形で2月25日、3月25日というのを定めております。

それを改めて税の賦課の方で確認してありましたところ、条例上の条文上は、特別な事情がある場合において、前項の納期に寄りがないと認められる時は、前項の規定に関わらず前項に規定する期間内において別に納期を定めることが出来ること。

前項の定める期間というのは6月から1月まで、じゃあそれ以外で2月、3月には定められないのではないかということになりまして、じゃあ随一期、随二期の納期を定めるためには、この同項に規定する期間内ということばを削除するべきではないかということになりました。

それに合わせて他市町の条例も検証しましたところ、直方市も同じような制度を取っておりますが、直方市、福岡市、北九州市等は既にこれを除いていたということもございましたので、今回条例の改正に合わせて整理をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ただ、この税条例だけを見たら、納期は別に定めるということだけで、例えば、いま言われたように随一、随二のように、2月25日とか3月25日とか、そういうところが定めが

ありませんので、例えば年度内に定めるとか、何か根拠がないと、これ何時までに納めたらいいかというのは、この条例だけを見ると定かではないのです。

これを補完する何か期日を定める何か、補完する規則か何かが必要になるかと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

税につきましては、当該年度の税は当該年度内に納付するということが大前提になっております。ということ踏まえまして、ここに何時までという言葉に記載しなくても年度内ということで2月、3月という設定をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第40号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第41号 専決処分の承認(鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第41号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第41号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第42号 鞍手町ふるさと応援基金条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

第2条についてお伺いいたします。

基金として積み立てる額は予算に定める額というふうになっておりますが、予算内であれば当然それまでなんだろうが、予算を超してお金が集まった時はどのような対応を考えて

いるのかをお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

ふるさと納税で納められた、寄付されました額につきましては、これは今後全額基金に積み立てるということになっておりますので、その年度内に入ったものは、最終的にはその予算を計上して、同額を歳出の方で上げて基金に積み立てるという形になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そうしますと、予算を変えて集まった額全部を基金に入れるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

質問議員のおっしゃるとおりで、実績に応じてその予算額を補正させていただくという形になると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

3条で町長が定める事業というふうにあります、別に定める事業というのはどういう事業かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

いま現在は、4項目ございます。

まず1点目が、便利で快適なうるおいのあるまちづくりの事業。

2点目として、地域の特性を生かした活力のあるまちづくり。

3点目として、ゆたかな心と個性を育むふれあいのまちづくり。

4点目として、1人1人が安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりということで4項目上げております。

今度、この3条に上げている部分につきましては、新たに規則を設けることとしております。その規則の第2条におきまして、まず1点目が、町の基盤整備及び自然並びに環境保全に関する事業が1点目。

2点目に、安全、安心なまちづくりに関する事業。

3点目に、子育て支援及び未来を担う子どもの教育環境並びに障害教育等を充実に関する事業。

4点目に、高齢者及び障害者福祉の充実並びに健康に関する事業。

5点目に、地域産業振興に関する事業。

6点目に、歴史又は文化の継承に関する事業という6項目を上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

管理の部分ですね。基金に属する現金は金融機関への預金その他、最も確実且つ有利な方法により保管しなければならない、また、最も確実且つ有利な有価証券に替えることが出来るというふうに、どの基金についてもこういうふうに謳ってあるのですが、今回、ふるさと応援基金については、あまり多額にならないような気がするのですが、どういう運用を考えているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

後ほどご審議いただきます補正予算第1号では、今年度につきましては、500万のふるさと納税を見込んでおります。

今後、このふるさと納税につきましては、先程もちょっとご説明いたしましたとおり、ふるさと納税のあった金額は全て一旦基金に積立てることとしています。そして、その翌年度、今年度で言えば28年度500万あったものについては、一旦28年度500万積立て、29年度にそれぞれ指定にあった事業に充当するというような運用を考えております。

有利な、一般的には定期の運用にはなるかと思えます。定期貯金とか、そういう形にはなるかと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第42号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第42号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第43号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改

正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第43号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第43号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第44号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第45号 専決処分の承認(平成27年度鞍手町一般会計補正予算第6号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の23頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、23頁から29頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、30頁から42頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

34頁の地域包括支援センター事業ですが、ここは嘱託職員の賃金並びに期末補給賃金、社会保険料など減額が多くあるのですが、ここは、嘱託職員はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

包括支援センターでは、正規の職員は1人配置しておりますが、後、専門職等は嘱託の職員が配置されております。

減額になった理由につきましては、専門職の方が体調不良で11月末で1人退職が出ております。その方の補充が年度内で行うことが出来なかったために、その分の賃金と社会保険料等が減額になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

40頁の予防費、予防接種事業が500万ほど減額になっていますが、この理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

予防接種の事業の中で、日本脳炎とヒブ等の予防接種者が予定より少なかったため減額となっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それぞれ幾らの予算に対して幾ら減額になったのですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

予算上では、2月と3月分がまだ分からない状態で積算しておりますので、その状況の中で的人数と見込額を言います。

日本脳炎の分が640から505人、マイナスの135人。ヒブが550人から385人と、マイナスの165人となっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

衛生費までよかったですか。

42頁の小型浄化槽の設置設備事業が610万程減額になっています。設置するところが少なかったのだらうと思うのですが、理由をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

当初予算では5人槽を10基、7人槽を15基で、合計25基を計上しておりました。実

績としましては、5人槽が7基、7人槽が4基で計11基で、この分を減額しております。
以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

折角予算計上しているにも関わらず610万も減額せざるを得なかったと、少しでも住環境の整備を進めて行く上では、まだ認可地域になっていないところについては、この補助金を使って行くことがいいのではないかなというふうに思うのですが、この事業についても、広報活動、PRについては最近あまり見ないので、そういったことが少ないことがこういった減額になった理由になるのではないかなと思います。実際PR活動とかはどうされていますか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

下水道につきましては、下水道事業計画区域の拡大にともない、申請数は年々減少傾向でございます。今年度設置された箇所につきましても、新延、新北、小牧の一部、中山の一部などがございます。

どうしても個人申請のために、設置の申請が少ないことは確かでございます。今後広報等を使ってホームページと共に啓発活動に努めたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、42頁から49頁まで質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

6款の3目の農業振興費の中の女性農業者の活躍促進事業、これが100万上がっていますが、この内容を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

女性農業者の活躍促進事業補助金について説明します。

事業目的は、女性農業者を対象に能力発揮に向けた取り組みを支援し、女性の視点や発想を生かした農業経営の発展を図ることとであります。

事業内容につきましては、安定した商品製造のための器機整備をすることでございます。今回、女性農業者が独自産業に取り組むため、真空脱気シーラー、冷凍冷蔵庫及び作業台を購入することとして事業に取り組みました。

事業料は217万800円、補助率2分1以内ですので100万円を増額補正しています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今のところですが、これは専決処分になっていますね。公認したということですが、専決処分しないといけないのような事業だったのでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

この事業につきましては、補助金の交付決定が平成28年2月3日になりましたので、この時期になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金について、49頁から61頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

49頁の消防費の修繕料で82万6千円上がっていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

修繕料の82万6千円につきましては、第2分団のポンプ車が、真空ポンプが壊れているのが3月下旬に分かりましたので、その分を修繕させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

このことは聞いていたのですが、修理代が82万6千円と、特殊な車ですからそれだけ掛かるのかも知れないのですが、これ自体が入札とかということにはならない、1社しか修理出来るところがないのではないですか。

そのために、言い方は悪いのですが、向こうの言い値で修理せざるを得ないということになるのではないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいますとおり修理出来るところは、普通の自動車部品を扱っているところでは対応は出来ていないと思っております。ですので、消防関係する修理の1社のみしか出来ておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

素人目に見ても、そこまで掛かるような修理かというようなことだというふうに言われるのです。当初100万ぐらい掛かるというふうに向こうからは言われたということですが、その1社しかないというところに原因があると思うのですが、そこを何とか改善すれば、同じ修理でももっと安く出来るのではないのでしょうか。改善の方法とかを考えてないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今回の修繕につきましては、議員がおっしゃいますとおり1社でやっております。この次からは、議員がおっしゃいますとおり他社、消防関係の部品を扱っているところがありましたらそこを探して、競争の原理に従いまして修繕させていただきたいと思っております。

補足なんです、それと、これ3月の下旬なんです、緊急性を要しましたので、そのまま使えない状態でほっておくというのもどうかと思ひまして、至急出来るところを探して、部品を直ぐ調達出来るところを優先してやりました。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それは緊急性を要するので早く修理しないと、また火災が起こった時に使えないということであってはなりませんので、急いだというのは分かります。

先程、総務課長が言われました、他社で、他に修理出来るようなところを探してと言われていましたが、そういうところがあるのですか。宛があるというか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

いま把握しましたところ、多分2社、若しくは3社ぐらいだったと思っております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

13頁から22頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

先程の消防費のところ、50頁の防犯費、工事請負費のマイナス分についての理由等を教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

防犯費の工事請負費の減額というのは、防犯灯の工事を計画しておりました。役場の前から葬祭場を通りまして藺牟田団地の前までの、距離にしまして1,330メートルを予定しておりましたが、実際役場の前から斎場までというのは、道路幅も狭く、防犯灯を立てることが困難であり、農作物の影響も考慮した結果、鞍手の斎場から藺牟田団地の前までの、距離にしまして595メートルを設置いたしました。その分の減額になっております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程の女性の農業者の部分も含めてなんですが、今回の提案理由としては、国の交付税等の確定、それから執行残ということの提案理由で、一般会計の専決処分ということで、全体を見ても、今議会で一般議案が追加議案を入れて18件、その内の10件が専決処分なんですよね。

半分以上が専決で先に執行されたらというか、特に専決処分については、議会を開くいとまがないというような状況もあると思うのですが、それと法律の改正が4月1日からになったので、そういうことに関してはしょうがないと思うのですが、予算等に関しては出来るだけ専決処分は無くしていただきたいと、今回の一般会計も含めてですが、その点について

町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お金にまつわることですので、財政政策推進課の方に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

予算の専決処分につきましては、これまでも専決処分につきまして最終的に年度末におきまして不用額等を減額するというのが主な目的で、決算に近いような形で最終的な予算を編成するという形をこれまでずっととってきておりますので、これにつきましては、今後もやはり予算をそのまま残すと不用額が可成り大きな数字になって来て、翌年度に繰越というような状況にもなりますので、そういう意味では、今後もこの3月末、31日付けの専決処分というのは行っていくものだと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

不用額というか、執行残だとかということに関してはいいと思います。ただ、いくら緊急性を要するといっても、先程の農業のあれも何時支払ったのか、何時購入したのか聞いていませんでしたけれども、今回の6月定例会での補正予算でも良かったのではないだろうかというふうにも思うわけです。

議会は、審議してOKですよという審議機関ですよ。そこを通さずにするのが専決処分ですよ。それを、全般に言ったら半分以上が専決処分で行われていると。

昔、このことで大分問題になりました。議会軽視ではないかというようなことも多々言われて来た部分もありますので、その分は重々踏まえて、今後もその執行残等に関しては良いかも知れませんが、しかし新たな予算を付けるだとかということに関して、専決処分を今後もやって行くとかということは止めていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

これからは、やはり重要な案件、程度にもよるかと思いますが、極力皆さん方には、ちょっとご足労とご迷惑をおかけするかも知れませんが、臨時議会なりを通じて、揉んでいただいて、通して行きたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

60頁の教育費の幼稚園の就園奨励費333万の減額なんですが、これはこれでいいと思うのですが、開会時の議案提案説明書の中では、ここの数字が2,570万の減額となっているのです。おそらく町長はこの金額で言われたのではないかなと思うのですが、違うにしてもあまり数字が大きいのので、ちょっと気になってお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

町長が提案説明の時に申されました減額の2,570万につきましては、これは教育費全体の減額の数字になっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

理由は分かったのですが、この提案の時のこの言葉がそのまま実際生きて行くのです。ですから、そこところは慎重にさせていただいて、今後こういう間違いがないようにしていただかないと、これはちょっと教育費全体の減額でしたじゃなかなかすまないのではないかなと思うのですが、そこはどうですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回の提案説明の中で4頁になるのですが、10款の説明になります。

10款 教育費では、7項 幼稚園費において、幼稚園就園奨励費の確定等によりというふうにしておりますので、決してここの金額が就園奨励費だけということでご説明はしてありません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

た。

次に、日程第 8 議案第 4 6 号 専決処分の承認(平成 2 7 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第 1 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 4 6 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 6 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 4 7 号 専決処分の承認(平成 2 7 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 4 7 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 7 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 0 議案第 4 8 号 専決処分の承認(平成 2 7 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第 1 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○ 4 番 宇田川 亮君

今回、国債を売ってと言われたのですか。一般質問の答弁の時に国債の売り買いを繰り返して大分儲けたと、3 億円儲けたとかの答弁もあったと思うのですが、ちょっと私は理解が出来なかったなので、その点どういうふうに、どう運用していったのかというのを教えて下さい。

○ 議長 星 正彦君

農政環境課長。

○ 農政環境課長 篠原 哲哉君

今回、かんがいの国債につきまして 1 8 億円を 1 1 4 円で売っています。それで、今回 2 億 5, 9 0 0 万ほどの益が出ましたので補正させていただいております。以上です。

○ 議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

18億円を114円で売ってと言われましたが。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

普通100円を100円で売れば18億円返って来るのですが、今回マ스ナス金利等で価値が上がりまして114円で売っていますので、以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第49号 専決処分の承認(平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第49号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第50号 専決処分の承認(平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第51号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開き下さい。

2款 総務費について、12頁から17頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

13頁のふるさと納税推進費の中で、記念品料として240万円が上がっていますが、どういったものを記念品として考えているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

いま現在、記念品につきましては、ぶどう、卵、イチゴというふうになっております。

今後、これにつきましては、町内の商工会なりJAさんを通じて、町内にあります、例えば、牛肉とか肉の加工業者さんもいらっしゃいますし、その他、農産物等がございましたら、そういうのをどんどん上げて行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

まだ具体的には、ぶどう、卵、イチゴ以外には決まっていないということですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

ある程度の想定の部分がございますけれども、まだこれは生産者等にはご相談していませんので、この場では控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

15頁の同じくふるさと納税の件ですが、ここにふるさと納税委託料として114万円ほど上がっています。これについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この委託料114万1千円につきましては、まず主なものとしたしましては、まず初期費用としたしまして15万円程度、それから毎月のサイト使用料等で3万4千円、それから、この寄付に対する手数料につきましても、一応今の段階では1件あたり8%と想定していますので、500万円に対する8%と消費税ということで43万2千円。その他、毎月の管理費等で30万2千円等がございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これはどこに委託されるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

このふるさと納税の業者さんは、概ね4社ないし5社今あります。これにつきましては、先進自治体がございますので、そういうところで情報を収集いたしまして、この業者さんを選考したいと思います。

ただ、選考にあたりましては、金額の安いというだけではなく、サービスの内容についても検討して、鞍手町に相応しいような形の業者を選考して行きたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

その次の積立金なんですが、ここで500万程計上されています。先程のふるさと納税の条例の中で、2条に予算を計上するということで、ここに500万上がっていると思うのですが、一方歳入の方を見ますと、寄付金としては300万しか上がっていないのです。

寄付金が300万でありながら積立金を500万予算を計上するというのは、どういうふうに考えていいのか理解が出来ないのですが。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

歳入の方は補正額を上げさせていただいております。当初予算につきましては、歳入はふるさと納税は200万円という歳入を計上させていただいておりますので、その500万円として、その差額分を計上させていただいております。そして歳入歳出を同額という形にさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費及び7款 商工費について、16頁から17頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

17頁の商工費ですが、ふっくらくらで町おこし協議会補助金が971万7千円付いて、歳入を見ると、その分がそっくり、2000円の差額はありますが、返還金として上がっていますが、この理由について教えてください。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これは、ふっくらくらで協議会が農林水産省所管の都市農村共生対流対策事業、こういうものに応募しまして、補助金の交付決定を受けました。

これは協議会でございます。但し、必要な財源を持っておりませんので、この財源を調整するために今回補正を上げております。

この事業は、10分10の財源が入ってまいりますので、事業完了後に協議会から町の方に全額返還するというので、こういうふうな予算を組まさせていただきます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは、何もしなかったから返還ということじゃなくて、ちょっともう一度詳しく。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

すみません。分かりやすく言いますと、協議会が申請して、協議会にしかお金が入ってまいります。県の支出金とか補助金という形で町に直接入ってまいりますので、一旦協議会の通帳にお金が入ってまいりますので、全額町に戻していただくということです。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

10款 教育費について、16頁から19頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

歴史民族博物館のところの復旧事業として211万程上がっています。特に、ここ印刷製本費が127万ほど上がっていますが、その中身についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

先ず、この事業について説明をさせていただきます。

公益法人財団のアイヌ文化振興研究推進機構に対しまして、企画展の助成金を申請してお

りましたところ、これが承認されましたので、これに基づきまして平成28年度の企画展、筑豊から見るアイヌの歴史と文化展を、10月8日から12月11日の間で開催するような計画を立てております。これに関する予算を上げさせていただいております。

まず、いま言われました印刷製本費でございますが、これにつきましては、ポスター、チラシ等の印刷、そういうものについての費用として上げさせていただいております。

以上です。

○議長 星 正彦君

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

8頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から11頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程のふるさと納税の関係ですが、ふるさと寄付金が当初予算と合わせて500万と、そのまま積み立てるとということと別に記念品代が240万ついて、その他にふるさと納税委託料ということで、また別にお金が掛かると。

結局、よく考えたら、納税してもらったらよけいお金を使わないと行けないというような感じになって来るのではないのでしょうかと思って、例えば、ふるさと納税が入れば入るだけ記念品代ももの凄く額が膨れ上がって、だけどそれは省いて、入った分をそのまま基金に積立てるという形になって来るので、そうしたら、どんどん倍使っていくかないといけないような感じになって来るのではないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

いまご質問いただきました議員の内容になるかと思えます。本来のふるさと納税制度の趣旨について、返礼品については、あくまでも自治体の好意というか、28年の4月1日から総務大臣通知があつていますように、この当該寄付につきましては、経済的利益の無償の供与であるということを踏まえまして、この返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示による募集をしてはいけないというふうな形にもなっておりますので、基本的にはふるさと納税としていただいた分はふるさと納税として、その使用目的については、それに準じた形で整理する。

おっしゃいますように、当然返礼品を送ります。当然そこは一般財源を充てております。

当然ふるさと納税としていただいて、その指定された事業には充てると、そこは当然一般財源が浮くという考えに至って、回り回れば全体的には一般財源と、返礼品の分は相殺されるという考え方にはなるのだとは思いますが、一応形的にはこのような形を取るよう考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

同じくふるさと納税のことですが、考え方としては私は良いと思いますし、他の自治体を見ても、隣の福智町のように10億を超えるふるさと納税を集めているところもあります。

そういった意味では、是非ともこれをどんどん他の市町村のように、集まるような自治体になればいいというふうには思うのですが、ただ、今までの実績としては、鞍手町は120万から130万ぐらいしか上がっていないのです。

先程の返礼品の話聞いても、今までとあまり変わらないということから考えれば、500万程の納税が集まればぎりぎり少しいかなとは思いますが、今までと変わらない納税額ということになれば、今回、この委託料も含めてかなりの経費が掛かるようになりますから、返って赤字になるというか、マイナスになるのではないかなということも懸念されます。その点については、どのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

近隣のふるさと納税の状況の中で、今回インターネットによるクレジット決済を導入された団体で、直方市さんと小竹町さんがございます。

参考までに数字を申しますと、直方市さんにおきましては、平成26年度15件で約260万のふるさと納税があったのが、平成27年の年度の途中から、このクレジット決済によるふるさと納税の制度を導入されまして、15件だったものが4,241件まで件数は増えているということで、納税額につきましても、約260万の額が6,100万まで拡大している。

それから、小竹町さんにつきましても、平成26年度は72件で約340万円の納税の寄付があっていましたが、これが平成27年度の年度の途中に導入されまして757件、約10倍の件数が増えて、額につきましては約1,690万という額にもなっていると。

やはり、これまでは本町におきましては納付書によるふるさと納税の手続きしかありませんでした。これはやはり納税者の方からすると、やはり利便性が悪いとか、ふるさと納税をしにくかったという点がございますので、こういうものを改善して、まずこの500万円の目標額、予算額に向けて取り組みをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

クレジット決済による利便性の向上が納税額の飛躍的な伸びに繋がったというようなご説明でした。ただ、今、直方と小竹の例がありますが、その返礼品が納税者にとっては魅力が大きくて、その返礼品によって、プラス手続きの利便性の向上がプラスして、納税の向上に繋がったのではないかなと思うのですが。

いま例に上げていただきました直方市、小竹町の返礼品は26年度と、また27年の途中からとで変わったりしたことがある、そういった相乗効果もあったのかどうかについては如何ですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

返礼品につきましては、すみません、いま現在の返礼品の数しか把握しておりませんが、直方市さんにつきましては、いま30品目を上げていらっしゃいます。小竹町さんについても14品目上げていらっしゃいます。

このインターネットのクレジット決済を導入した時に、返礼品の数を増やしたという数字を現在持ち合わせておりませんが、現在は以上のような状況でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第52号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第52号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第52号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第53号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第53号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第53号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第54号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第54号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第54号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第17 議案第55号及び日程第18 議案第56号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第17 議案第55号及び日程第18 議案第56号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第17 議案第55号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年5月31日付けで専決処分いたしました、平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込において、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成28年度の歳入を繰上げ、これに充用したものであります。

なお、繰上げ充用措置は、出納閉鎖整理期間内に行わなければならないことから、平成28年5月31日付けで専決処分をしたものであります。

歳入歳出それぞれ1億340万3千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ27億4,952万5千円といたしました。

次に、日程第18 議案第56号は、平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、総務費の一般管理費委託料で、国保納付金等算定に係るシステム改修費を追加するもので、委託料の追加に伴い国庫支出金の補正要因を調整したものであります。

歳入歳出それぞれ313万8千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ27億5,266万3千円といたしました。

以上が、日程第17 議案第55号及び日程第18 議案第56号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第55号について、質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

累積赤字が、今回昨年に比べたら減っています。

昨年度の単年度の収支はどうだったのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

27年度の単年度の収支といたしましては、赤字解消分を入れなくて歳入歳出差引で724万4,542円の黒字となっています。

赤字解消分を入れた場合につきましては、4,211万5,542円の黒字となり、累積赤字は1億340万2千円となります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

赤字解消分というのは、一般会計からの法定外繰入のことを言われているのですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

町議の言うとおりに一般会計からの繰入になります。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第55号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第55号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第56号について 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日9日から13日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日9日から13日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 14時06分

平成28年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
平成28年 6月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 6月14日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
平成28年 6月14日 午後1時24分				星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 12人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 1人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 員	2	須藤信一郎		3	川野高實	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	守田純子	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成28年第2回鞍手町議会定例会議事日程

6月14日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第41号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第46号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正
予算第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第48号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費
特別会計補正予算第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第49号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設
維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第50号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別
会計補正予算第3号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第55号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計
補正予算第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第43号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第52号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第53号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別
会計補正予算（第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第56号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第39号 専決処分の承認（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の一部を改正する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第40号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第45号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
(総務文教委員長報告)

- 日程第14 議案第47号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業
特別会計補正予算第3号）
（総務文教委員長報告）
- 日程第15 議案第42号 鞍手町ふるさと応援基金条例
（総務文教委員長報告）
- 日程第16 議案第44号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例
（総務文教委員長報告）
- 日程第17 議案第51号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
（総務文教委員長報告）
- 日程第18 議案第54号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税
の課税免除
（総務文教委員長報告）
- 日程第19 陳情第2号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情
（総務文教委員長報告）
- 日程第20 閉会中の継続

平成28年6月14日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第41号から日程第10 議案第56号までの10件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第41号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第46号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）。

議案第48号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）。

議案第49号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）。

議案第50号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第3号）。

議案第55号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、6月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第43号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第52号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

議案第53号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

議案第56号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

本委員会は、6月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第41号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第41号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第41号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第46号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第46号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第48号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第49号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第50号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第55号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第43号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第11 議案第39号から日程第18 議案第54号までの8件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第39号 専決処分の承認（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）。

議案第40号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）。

議案第45号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町一般会計補正予算第6号）。

議案第47号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号）。

本委員会は、6月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第42号 鞍手町ふるさと応援基金条例。

議案第44号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第51号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）。

議案第54号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、6月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第39号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第39号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第40号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第45号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第47号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第44号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第51号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第54号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第39号 専決処分の承認（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第39号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第40号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第45号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町一般会計補正予算第6号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第45号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第47号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第42号 鞍手町ふるさと応援基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第19 陳情第2号を議題とします。

本陳情は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情。

本委員会は、平成28年3月2日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択としたので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 未来の有権者のための模擬投票所設置に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第2号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」少数)

挙手少数です。よって陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

次に、日程第20 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成28年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 須 藤 信一郎

議員 川 野 高 實

平成28年6月14日

鞍手町議会

議長 星 正 彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査